



品川区長期基本計画策定以降の 社会経済環境の変化と今後の課題

平成25年6月

品川区企画部





目 次

1. だれもが輝くにぎわい都市	1
2. 未来を創る子育て・教育都市	7
3. みんなで築く健康・福祉都市	11
4. 次代につなぐ環境都市	15
5. 暮らしを守る安全・安心都市	18
6. 区政運営の基本姿勢	22

基本計画策定以降の社会経済環境変化

- 東日本大震災で再認識された地域コミュニティの重要性
 - ・東日本大震災の教訓から、災害時などにおける地域コミュニティの結び付きや共助の重要性が再認識されており、町会・自治会が果たす役割に期待が寄せられている。
- 多様化・高度化する住民ニーズの解決のための協働の推進
 - ・住民の身近な分野において、様々な課題にきめ細かく対応することができる環境づくりが求められている。

品川区の現況

- 区民活動の活性化に向けた支援の推進
 - ・協働のまちづくりを推進するため、区民活動団体の情報発信、情報交換の場の整備や活動助成など、区民活動の支援策が行われている（図表1-1-1、1-1-2）。
- 町会・自治会への加入促進
 - ・区民活動主体としての町会・自治会への加入率は、60%前後の数値で推移している（図表1-1-3）。
 - ・区の加入促進の取り組みが加入率の増加には直接的に結びついていない状況であるが、加入促進パンフレット等の作成により、町会・自治会活動の周知には一定の成果が出ている。
- 区民まつりの参加者数は横ばい
 - ・区民活動団体の成果発表と区民相互の交流機会となる区民まつりを地区ごとに開催しており、参加者数はほぼ横ばいであり、震災の影響から節電のため規模を縮小した平成23年度を除き、安定した参加者数を維持している（図表1-1-4）。
- コミュニティ施設の利用は増加傾向
 - ・区民活動の基盤整備が進められており、集会所の利用率は、平成18年度の約52%から平成23年度は約60%に上昇している（図表1-1-5）。
- 企業の社会貢献活動の推進
 - ・「しながわCSR推進協議会」を設立し、区内企業（屋間区民）と社会貢献活動・防災対策等、様々な分野での連携を推進している（図表1-1-6）。

中間見直しにおける論点

- 多様な主体との協働の推進
 - ・町会・自治会、地域団体、NPO、企業、大学等、多様な主体との協働を更に推進し、きめ細かい公共サービスを実現、提供していく必要がある。
- 企業の社会貢献活動との連携の推進
 - ・区内企業の社会貢献活動を推進するとともに、企業と区の連携を一層推進し、企業と地域社会が多様な接点を持つ機会を作る必要がある。
- コミュニティ活動拠点機能の充実
 - ・施設の基盤整備は着実に成果を上げている。今後は、基盤整備に加え、コミュニティ活動拠点の利便性をより向上させ、利用者の活動を支援するための拠点機能の充実、活用を図ることが必要となる。
- 地域課題の自主的解決の支援
 - ・昨年、多様化・複雑化する地域課題を自主的に解決するための区民・企業等の取り組みに対しても支援を行っていく必要がある。

図表1-1-1 区民活動情報サイト(すまいるネット)の内容

*** 目的と概要**
 区民活動団体の自立と、活動の拡大、活性化の促進を目的として設置したWEBサイト。さまざまな分野の団体・サークル等の情報を集め、活動の紹介、メンバー募集やイベント案内などを団体自ら発信・検索を行う場として運用している。

*** サイトの運用状況(平成23年度実績)**

- ・登録団体数418団体(活動団体214団体、町会・自治会204団体)
- ・アクセス件数 約1万件/月
- ・情報更新承認件数985件/年

資料)品川区資料より作成

図表1-1-2 品川区の区民活動助成制度の内容

*** 制度の目的と概要**
 「地域振興基金条例(平成21年3月31日公布)」にもとづき、区民からの寄付により、地域貢献活動など公益の増進に寄与する活動を行う団体を支援する、地域振興基金を設置した。本助成制度は、この基金を活用し、基金の設置趣旨に合致する地域活動団体に助成を行うもの。

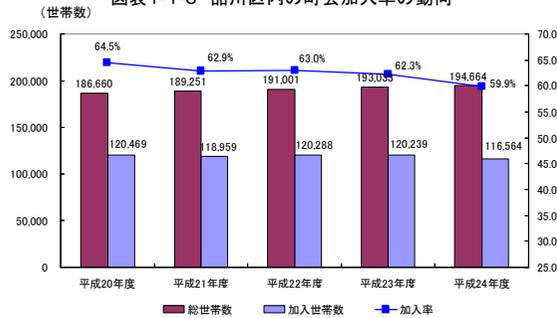
*** 制度の内容**
 公益の増進に寄与する事業の提案を公募し、審査会による審査を経て採択された事業について、実施団体に対し助成を行う。

*** 実績**

- ・平成24年度: 応募件数8件、採択事業5事業
- ・平成23年度: 応募件数8件、採択事業4事業
- ・平成22年度: 応募件数13件、採択事業8事業
- ・平成21年度: 応募件数9件、採択事業8事業

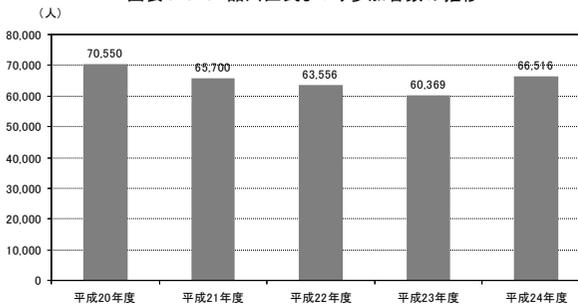
資料)品川区資料より作成

図表1-1-3 品川区内の町会加入率の動向



資料)品川区資料より作成

図表1-1-4 品川区民まつり参加者数の推移



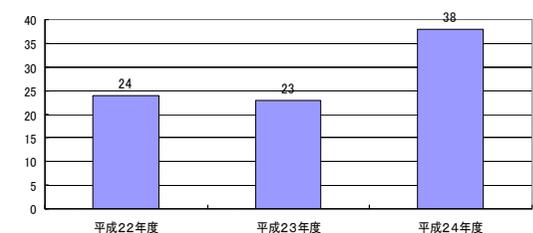
資料)品川区資料より作成

図表1-1-5 品川区内の集会所の利用状況

施設名	平成18年度		平成23年度	
	利用件数	利用率	利用件数	利用率
品川第一	1,610	57.3%	1,682	62.6%
品川第二	1,874	63.2%	1,764	63.8%
大崎第二	3,771	64.6%	4,005	70.0%
大崎第三	1,460	49.7%	2,109	79.5%
東大井	3,369	56.7%	3,273	57.2%
大井第二	2,044	69.7%	1,830	68.5%
大井第三	1,347	45.8%	1,259	46.2%
荏原第一	1,460	63.9%	2,094	76.3%
荏原第二	1,539	51.8%	1,773	66.5%
荏原第三	1,523	52.7%	1,509	57.2%
荏原西	269	14.0%	233	12.4%
荏原第四	1,681	59.6%	1,829	67.3%
荏原第五	2,486	51.4%	3,037	64.8%
八潮	4,742	50.9%	4,342	50.2%
平塚橋	1,309	26.4%	2,114	44.1%
荏原区民	3,023	52.1%	3,529	67.1%
計	33,507	51.9%	36,382	59.7%

資料)品川区資料より作成

図表1-1-6 しながわCSR推進協議会 会員企業数 推移



資料)品川区資料より作成

基本計画策定以降の社会経済環境変化

■日本の社会経済動向

・リーマンショック、東日本大震災等の影響を受け伸び悩んでいたGDPが平成24年にはリーマンショック以前の水準に戻るなど回復の兆しが見られる（図表1-2-1）ものの、個人や中小企業がそれを実感するには至っておらず、先行きの不透明感が拭えない状況にある。

■就労支援施策の強化

・国は、求職者支援制度やジョブ・カードの推進など求職者支援を強化している。特に若年層（図表1-2-2）に対しては、「青少年雇用機会確保方針」の改正や各種支援機関の拡充と連携の推進等、様々な対策が講じられている。

■高齢者の大量退職

・団塊世代が2012年に65歳を迎えはじめたことから、大量の退職者の発生が見込まれている（図表1-2-3）。

品川区の現況

■産業形態の転換が進行

・工場数、製造品出荷額はともに減少しており、一事業所あたり製造品出荷額も減少傾向にある（図表1-2-4）。
 ・一方で、工場を持たないファブレス企業の台頭や情報通信業の集積が進んでおり、製造業から新たな産業への産業形態の転換が進みつつある（図表1-2-5）。

■品川区就業センターの開設

・区では、ハローワーク品川との連携により、平成24年3月に品川区就業センターを開設し、一体的な就業支援の取り組みを行っている。

■小売事業所数の減少

・卸売業、小売業ともに事業所数が減少傾向にある（図表1-2-6）中で、区は、地域のにぎわい創出と商店街の活性化のための事業を積極的に推進している。

中間見直しにおける論点

■産業の高度化支援

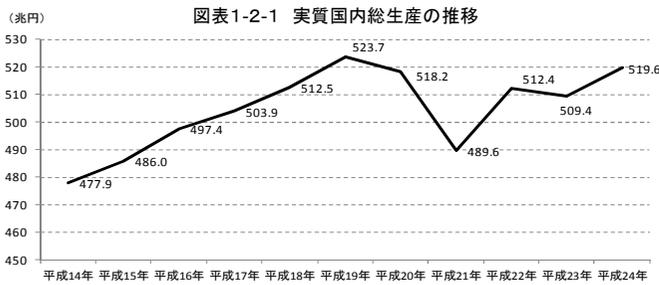
・高度な技術力を有する製造業に加え、新たに集積が進みつつあり、今後の成長が見込まれる情報通信業等の一層の振興を支援する必要がある。

■多様な就業支援の推進

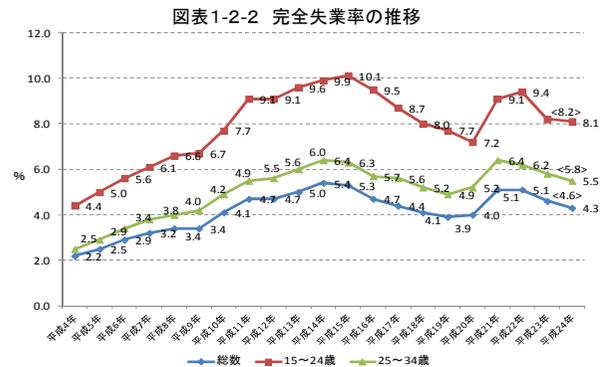
・ハローワークによる職業紹介事業をベースとしつつ、若年者、高齢者、女性などの就業を積極的に支援するとともに、区内中小企業のための人材の確保と定着を図り、地域密着型の品川区ならではの就業支援を展開していく必要がある。

■商店街等の支援

・高齢化の進展等により、日常生活圏内における商店等の重要性が高まると考えられることから、商店街や小売店等を支援していく必要がある。

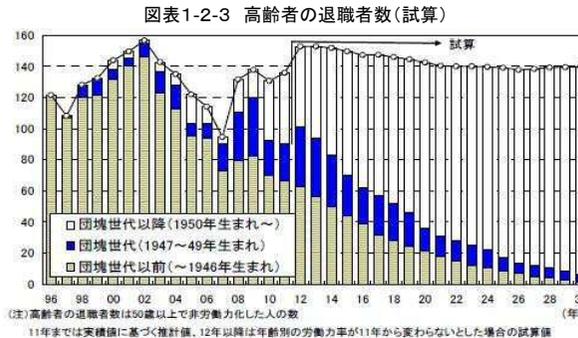


資料)内閣府「国民経済計算 平成6年1-3月期～平成24年10-12月期2次速報値」より作成

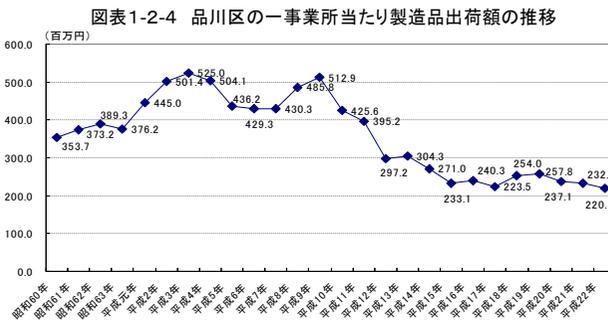


注釈)平成23年は、岩手県、宮城県、福島県について補完推計を行っている。

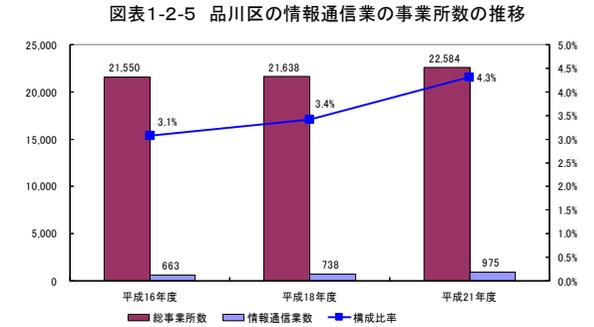
資料)総務省「労働力調査」より作成



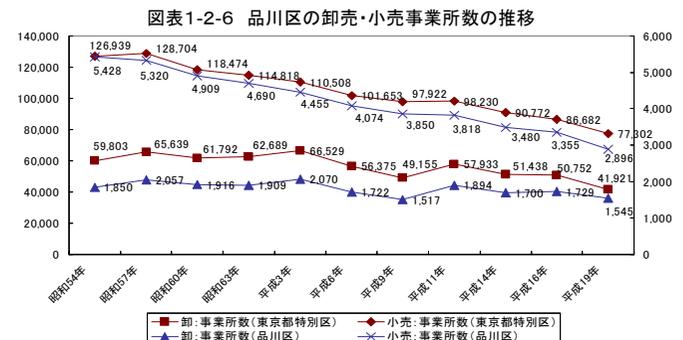
注釈)単位:万人。2012年以降の男女別、年齢別労働力率が2011年時点と同じとした場合の試算結果。
 出典)斉藤太郎「団塊世代の退職による労働市場への影響」(ニッセイ基礎研究所 ジェロントロジージャーナル)



注釈)従業員数4人以上の工場に限る。資料)経済産業省「工業統計調査」より作成



資料)経済産業省「経済センサス基礎調査、事業所・企業統計」より作成



資料)経済産業省「商業統計調査」より作成

基本計画策定以降の社会経済環境変化

■観光立国の実現に向けた戦略策定

・国は、平成18年12月に旧「観光基本法」を全面改正する形で「観光立国推進基本法」を定め、観光産業を成長戦略の重要な柱として明確に位置付けた。また、「観光立国推進基本計画」が平成24年3月に閣議決定され、今後5年間における施策の方向性と、基本的な目標が定められた(図表1-3-1)。

品川区の現況

■都市型観光の推進に向けた企画の実施

・平成17年策定の「品川区都市型観光アクションプラン」に基づき、地域資源を活用したイベントを実施している。「しながわ商店街お宝発見・つまみ食いウォーク」の参加者数や「品川宿交流館本宿お休み処」の利用者数は順調に増加しており、「つまみ食いウォーク」の応募は毎年定員を上回っている(図表1-3-2、1-3-3)。

■商店街と連携した地域ブランドの開発

・地元商店街を中心として、地域ブランド商品が開発されている(図表1-3-4)。

■訪日外国人訪問率はほぼ横ばい

・訪日外国人の都市・観光地別の訪問率を見ると、品川は、2008年～2010年にかけて約9～10%の水準で推移している。これを訪問率が高い順にランキングすると、2010年では15位でとどまっている(図表1-3-5)。

中間見直しにおける論点

■都市型観光の一層の推進

・都市型観光を一層推進していくために、品川区の持つ観光資源を今後とも積極的に発掘、PR、そして組み合わせるなどして、磨き上げていく必要がある。またそのために、行政、企業(商店街含む)、NPO等の連携を一層推進する必要がある。

■外国人観光客の誘致

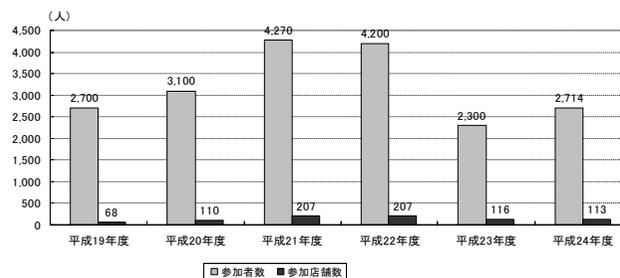
・羽田空港からのアクセスの良さなど立地上の優位性を活かし、観光・ビジネス・知人訪問など様々な目的を持った外国人の品川区への訪問率の増加を図るとともに、機会を捉えた情報提供などのサービスを充実させることで、品川区に滞在する満足度を高め、リピーターを増加させる必要がある。

図表1-3-1 観光立国推進基本計画における基本的目標

方向性	目標		
	指標	目標値	実績値
○観光による国内消費の拡大	1. 国内における旅行消費額	平成28年までに30兆円にする。	[平成21年実績:25.5兆円]
	2. 訪日外国人旅行者数	平成32年初めまでに2,500万人とすることを念頭に、平成28年までに1,800万人にする。	[平成22年実績:861万人、平成23年推計:622万人]
	3. 訪日外国人旅行者の満足度	平成28年までに、訪日外国人消費動向調査で、「大変満足」を45%、「必ず再訪したい」を60%とすることを目指す。	[平成23年実績:「大変満足」の回答割合43.6%、「必ず再訪したい」の回答割合:58.4%]
	4. 国際会議の開催件数	我が国における国際会議の開催件数を平成28年までに5割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す。	[平成22年実績:国際会議の開催件数741件]
	5. 日本人の海外旅行者数	平成28年までに2,000万人にする。	[平成22年実績:1,664万人、平成23年推計:1,699万人]
○国内観光の拡大・充実	6. 日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数	平成28年までに年間2.5泊とする。	[平成22年実績:2.12泊]
	7. 観光地域の旅行者満足度	観光地域の旅行者の総合満足度について「大変満足」及び再来訪意向について「大変そう思う」を平成28年までにいずれも25%程度にする。	[実績値無し]

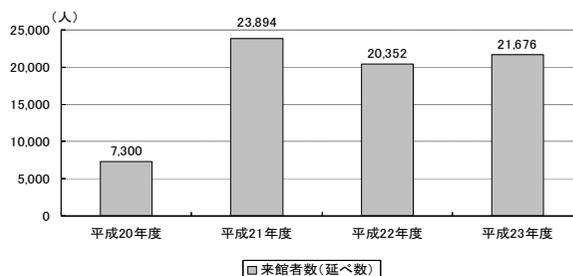
資料)観光庁「観光立国推進基本計画(平成24年3月閣議決定)」より作成

図表1-3-2 「しながわ商店街お宝発見・つまみ食いウォーク」参加者数の推移



資料)品川区資料より作成

図表1-3-3 「品川宿交流館本宿お休み処」利用者数の推移



資料)品川区資料より作成

図表1-3-4 これまでに開発された地域ブランド

- 戸越銀座ブランド
 - ・「戸越銀座コロッケ」をはじめとする、商店街ブランド開発の先駆け。
- 大崎一番ブランド
 - ・大崎駅西口商店会の商店街マスコット「大崎一番太郎」グッズをはじめとした商品開発。
- 五反田の酒(清酒)
- 品川縣ビール(立会川)
 - ・日本最古の江戸酵母を使用した地ビール。

資料)品川区商店街連合会ホームページ、戸越銀座商店街ホームページより作成

図表1-3-5 訪日外国人訪問率(2010年)

2010		
順位	都市・観光地名	訪問率(%)
1	新宿・大久保	34.8
2	銀座・有楽町・日比谷	28.4
3	浅草	27.4
4	大阪市	25.4
5	京都市	23.6
6	渋谷	23.3
7	秋葉原	21.6
8	原宿・明治神宮・表参道・青山	19.4
9	皇居	18.9
10	上野・御徒町・アメ横	17.1
11	東京タワー	15.9
12	お台場・有明	14.7
13	六本木・麻布	14.2
14	東京駅周辺・丸の内・日本橋	13.0
15	品川	10.9
16	池袋	10.7
17	名古屋	10.1
18	箱根	9.2
19	福岡市	8.5
20	TDR	8.3

注釈)2011年より観光庁「訪日外国人消費動向調査」への統合に伴い、都市・観光地別順位が非掲載となっている。

資料)JNTO「訪日外客訪問地調査」より作成

訪問率=○を訪れたと回答した数÷全回答者数。複数回答あり。

基本計画策定以降の社会経済環境変化

■成長の源泉としての文化芸術振興への期待と取り組み

・国は、文化芸術振興基本法に基づく第3次文化芸術の振興に関する基本的な方針を策定し、成熟社会における成長の源泉として、文化芸術振興の波及効果も視野に入れつつ、社会全体を挙げて文化芸術振興に取り組むこととしている。

品川区の現況

■条例、ビジョンの策定による総合的な施策の推進

・「品川区文化芸術・スポーツのまちづくり条例」（平成20年4月）に基づき、平成22年3月に「品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン」を策定し、品川区民芸術祭の開催など、文化芸術活動の振興と地域のにぎわいへの活用に係る取り組みが進められている（図表1-4-1、図表1-4-2）。

■文化芸術活動の基盤整備の充実

・これまで区民の文化芸術活動の拠点として活用されてきた「文化センター」や「きゅりあん」をはじめとして、平成22年10月には「五反田文化センター」をリニューアルし、平成25年4月には「スクエア荏原」をオープンするなど、区民の文化芸術活動の基盤整備の充実を図っている。

■地域の歴史を学ぶ場や伝統工芸に親しむ機会の提供

・区では、品川歴史館における歴史講座の開催や伝統工芸に親しむ機会の提供など、様々な事業を展開している（図表1-4-3、1-4-4）。

中間見直しにおける論点

■ニーズを踏まえた文化芸術活動の振興

・今後も文化芸術活動の一層の振興を図っていくために、これまで整備を進めてきた施設を有効に活用し、区民のニーズに合わせた活動の場を充実させ、支援を行っていく必要がある。

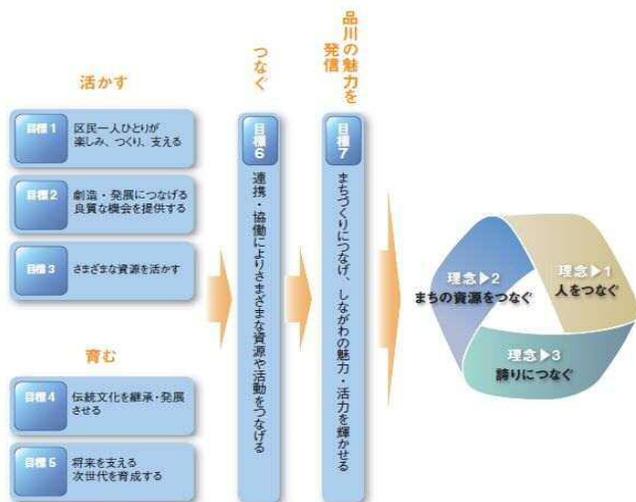
■文化芸術活動を地域のにぎわいにつなげていくための施策の推進

・文化芸術活動が個人々人の営みとして完結せず、地域のにぎわいにつながり、人と人、また人と団体、地域の交流が生まれるような仕組みを構築、推進していく必要がある。

■伝統文化、伝統工芸の保存と継承の強化

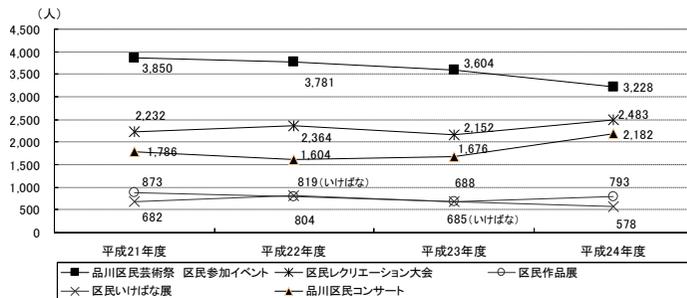
・品川区の伝統文化、伝統工芸を適切に保存、継承、育成していくための方策が求められる。

図表1-4-1 「品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン」の目標と理念



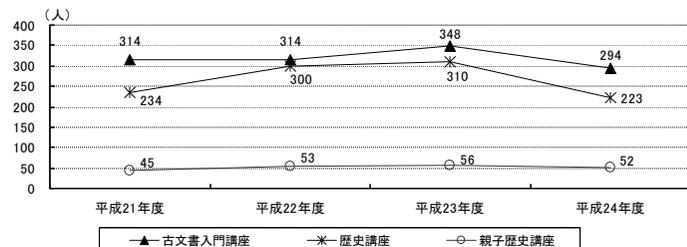
出典)「品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン」(平成22年3月)

図表1-4-2 品川区が主催する文化芸術活動への参加者数の推移



資料)品川区資料より作成

図表1-4-3 品川歴史館における歴史講座受講者数の推移



資料)品川区資料より作成

図表1-4-4 「品川区の伝統工芸に親しむ機会の提供について」

- (1) 伝統工芸常設展示 (中小企業センター1階)
- (2) 品川区伝統工芸保存会会員による実演
毎月第2金・土曜日 午前10時～午後4時
平成24年度 年10回 (延べ20日間、実演会員延べ11人)
- (3) 伝統工芸ふれあい講座
伝統工芸の普及啓発を図ることを目的に、品川区伝統工芸保存会の会員を講師とする実習型の講座
平成24年度 表装裏打ち講座 2日間開催 参加者 18人
- (4) 伝統工芸ふれあい教室
品川区伝統工芸保存会の会員を区内小学校の授業に派遣しての実演と体験
平成24年度 区立小学校 8校で実施
- (5) 「伝統の技と味／しながわ」展
(きゅりあん7階イベントホール)
平成24年度 出展者数・技 23人
出展者数・味 8店舗
2日間開催 来場者 5,500人

資料)品川区資料より作成

基本計画策定以降の社会経済環境変化

■スポーツ立国に向けた施策の計画的推進

- ・文部科学省では、平成22年8月、スポーツ立国の実現に向けて必要となる施策の全体像を示す「スポーツ立国戦略」を策定した。
- ・国は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全面改正する形でスポーツ基本法を制定し、平成23年8月24日から施行している(図表1-5-1)。本法律の規定に基づき、平成24年3月に「スポーツ基本計画」を策定し、今後10年間の基本方針と、概ね5年間の施策を体系化している。

品川区の現況

■条例、ビジョンの策定等による総合的な施策の推進

- ・品川区においては、平成20年4月1日より「品川区文化芸術・スポーツのまちづくり条例」が施行、平成22年3月に「品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン」を策定している。

■高まる生涯学習へのニーズ

- ・生涯学習事業への参加者数は概ね増加傾向にあるが、特にシルバー大学参加者の増加が顕著である(図表1-5-2)。また、区立図書館の貸出等の利用者が増加傾向にある(図表1-5-3)。

■スポーツ事業への参加者数は横ばい傾向

- ・区とスポ・レク推進委員会が連携して行うスポーツ事業への参加者数は、平成23年度の震災の影響を除くと概ね横ばい傾向にある(図表1-5-4)。

■地域スポーツクラブの設置・運営

- ・区では、平成22年3月に品川・大崎地区に地域スポーツクラブ「スポクラ・しながわ」が設立され、区民が身近な地域でスポーツ活動に参加できる環境整備が図られている。今後も、順次、他地区への設立に向けた準備を進めていく。

中間見直しにおける論点

■ニーズの高まりに対応した事業の一層の推進

- ・高齢化の進行やファミリー世帯の転入など、生涯学習やスポーツへのニーズが高いと考えられる層の増加に対して、量的、質的にその機会を提供し、活動を支援していく必要がある。

■身近な地域でスポーツ活動に親しめる機会の充実

- ・区民が身近な地域でスポーツ活動に親しめるよう、地域に根差したスポーツクラブの設置・充実を図り、生涯スポーツ社会を一層推進していく必要がある。

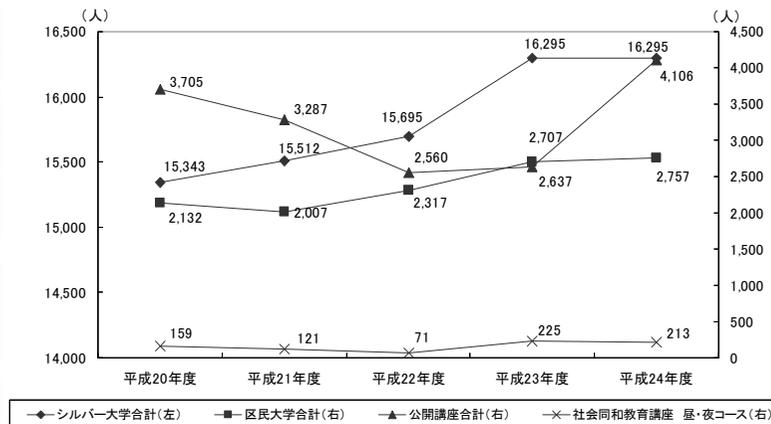
■学習成果を地域に活かすしくみづくりの推進

- ・生涯学習の成果を地域貢献活動に活かすなど、区民の学習成果を活かす場や機会を充実させていく必要がある。

図表1-5-1 「スポーツ基本法」の概要



図表1-5-2 生涯学習事業の参加者数の推移



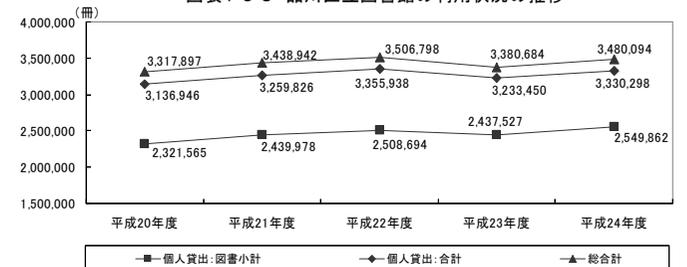
注釈1) シルバー大学の参加者数は、「ふれあいアカデミーふれあいコース」「ふれあいアカデミーいきいきコース」「うるおい塾」への参加者数の合計(延べ数)

注釈2) 区民大学への参加者数は、「入門講座」「教養講座」「通年講座」「連携講座」への参加者数の合計(延べ数)

注釈3) 公開講座への参加者数は、「大学公開講座」「高校等公開講座」への参加者数の合計(延べ数)

資料)品川区資料より作成

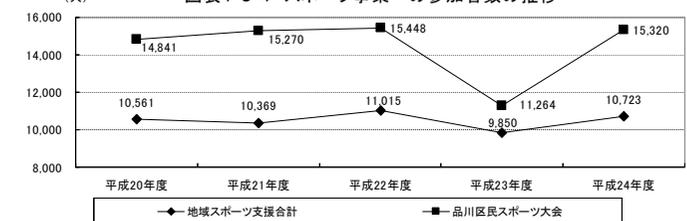
図表1-5-3 品川区立図書館の利用状況の推移



注釈) 総合計には、「個人貸出」「グループ団体貸出」「協力貸出」「学校貸出」「視聴覚ライブラリ」「図書館事務用貸出」「宅配サービス」が含まれる。

資料)品川区資料より作成

図表1-5-4 スポーツ事業への参加者数の推移



注釈1) 地域スポーツ支援への参加者数は、「スポーツ交流事業」「地域スポーツ教室」「地域スポーツクラブ事業」「スポーツ大会」「地域スポーツクラブ事業」「各種スポーツ教室」「地域スポーツクラブ事業」「いきいきウォーキング」への参加者数の合計(延べ数)

注釈2) 品川区民スポーツ大会は、平成23年度は震災の影響により10種目が中止となった。

資料)品川区資料より作成

出典)文部科学省「スポーツ基本計画リーフレット」(平成24年3月)

基本計画策定以降の社会経済環境変化

■全国の在留外国人数の動向

・東日本大震災の発生の影響などもあり、全国の在留外国人数は平成20年末をピークに4年連続で減少しているが、平成24年末の減少幅は前年までに比べて大幅に縮小し、下げ止まりの傾向にある。

■外国人住民への住民基本台帳制度の適用

・住民基本台帳法の改正により、平成24年7月から、日本人住民と同様に、外国人住民が住民基本台帳制度の適用を受けることとなった。

■アジアヘッドクォーター特区の実現に向けた取り組み

・平成23年12月に、東京都は国から総合特別区域法に基づく国際戦略総合特区「アジアヘッドクォーター特区」の指定を受け、東京都の中心部に対象に大胆な規制緩和や手厚い税制・財政・金融支援を総合的に実施することにより外国企業誘致を図ることとしており、中期的には周辺地区において、外国人居住者が増加する可能性がある（図表1-6-1）。

品川区の現況

■外国人居住者の定住化の傾向

・品川区の外国人居住者数は平成22年をピークにやや減少しつつある（図表1-6-2）ものの、一定水準を維持し、かつ、定住化・永住化の傾向が見受けられ、外国人住民制度の改正もあり、地域における国際交流の基盤が整っている。

■地域における国際交流の活性化に向けた取り組みの推進

・品川区においては、姉妹・友好都市との交流が幅広く行われている（図表1-6-3）。
 ・このほか、地域における草の根交流が活性化するように、区内駐日大使館・総領事館との連携やNPOによる国際交流フェスタなどのイベントを通じ、外国人と日本人との交流促進のための取り組みを行っている。

中間見直しにおける論点

■外国人に開かれた地域社会づくりの推進

・外国人の定住化の進展により、外国人の暮らしを取り巻く環境の整備や地域に溶け込めるような身近な交流を深めることが期待されており、外国人の暮らしの支援事業の充実、地域での活動・活躍の場の提供など、外国人に開かれた地域社会づくりを推進する必要がある。

■区民の国際交流の支援

・大使館・総領事館やNPO、大学等との連携を推進し、地域における区民の国際交流を支援するほか、企業同士の交流など様々な面での国際交流についても支援する必要がある。

図表1-6-1 アジアヘッドクォーター特区の概要と対象となるエリア

「アジアヘッドクォーター特区」とは

- ・東京都が新たな外国企業誘致プロジェクトを実施するエリア
- ・東京の中心部を対象に、大胆な規制緩和や手厚い税制・財政・金融支援を総合的に実施
- ・2016年までに、アジア地域の業務統括拠点・研究開発拠点を50社以上、その他の外国企業を500社以上誘致



出典)東京都ホームページ

図表1-6-2 品川区の外国人居住者の主要国籍別比率

国籍	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
中国	3,811 32.2%	3,941 33.2%	4,074 35.1%	4,111 36.5%	3,581 33.9%
韓国・朝鮮	2,618 22.1%	2,629 22.1%	2,593 22.3%	2,492 22.1%	2,372 22.4%
フィリピン	884 7.5%	832 7.0%	744 6.4%	712 6.3%	721 6.8%
アメリカ	635 5.4%	640 5.4%	607 5.2%	589 5.2%	552 5.2%
インド	738 6.2%	746 6.3%	719 6.2%	592 5.3%	504 4.8%
ネパール	357 3.0%	401 3.4%	402 3.5%	427 3.8%	425 4.0%
イギリス	309 2.6%	278 2.3%	241 2.1%	224 2.0%	193 1.8%
ミャンマー	217 1.8%	211 1.8%	199 1.7%	200 1.8%	193 1.8%
その他	2,264 19.1%	2,194 18.5%	2,025 17.5%	1,927 17.1%	2,025 19.2%
総数	11,833	11,872	11,604	11,274	10,566

注釈)各年1月1日。平成24年までは外国人登録者数、平成25年は住民基本台帳上の人口。
 資料)「品川区の統計」より作成

図表1-6-3 品川区の姉妹・友好都市との交流事業参加者の推移

交流都市名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ポートランド市	20		26	20	64
ジュネーブ市	18		20	18	20
オークランド市	73		33	15	34
合計	111	0	79	53	118

注釈1)平成21年度は新型インフルエンザの影響により中止、平成22年度に繰延。
 注釈2)平成23年度は東日本大震災の影響により受入事業を中止
 資料)品川区資料より作成

基本計画策定以降の社会経済環境変化

- 子ども・子育て関連3法の成立による「子ども・子育て支援新制度」の始動
 - ・制度・財源・給付を一元化し、市町村を実施主体とした「子ども・子育て支援新制度」が構築された。平成25年度から始動し、平成27年度から本格施行の予定。(図表2-1-1)
- 児童福祉法・児童虐待防止法の改正
 - ・平成20年4月の法改正により虐待防止対策が強化され、児童相談所の権限強化とともに区の役割が明確化され、予防的支援をしながら介入的虐待対応を行うこととなった。
 - ・乳児全戸訪問事業等の法定化など、子育て家庭の孤立防止に取り組み、地域の子育て支援サービスの利用へと結びつけ、子育て家庭の交流や講座への参加を促進することとなった。

品川区の現況

- 高い水準を維持している出生数と増加し続けている乳幼児人口
 - ・区内の出生数及び出生率は特別区の出生率と比較しても近年高い水準を維持して増加傾向を示している。(図表2-1-2)
- 地域における虐待予防、早期発見・対応のための取り組みの推進
 - ・虐待防止ネットワーク推進協議会および要保護児童対策地域協議会を設置し、地域での要保護児童対策に取り組んでいる。
 - ・児童センター等での子育て支援事業を実施し、地域の子育て力の育成にも取り組んでいるが、人材活用のネットワークの構築には至っていない。
- 乳幼児人口と入園申込数の増加により待機児童数が減少しない
 - ・区内では、平成22~24年度の3カ年で2,049人の定員受入れ枠の拡大を図った。さらに平成25年4月1日に5園の認可保育園を新規開設しているほか、多様な保育施設を計画的に開設するなど総合的な待機児童対策を進めている。しかし、乳幼児人口および入園申込者数の増加により、待機児童が存在する。(図表2-1-2)

中間見直しにおける論点

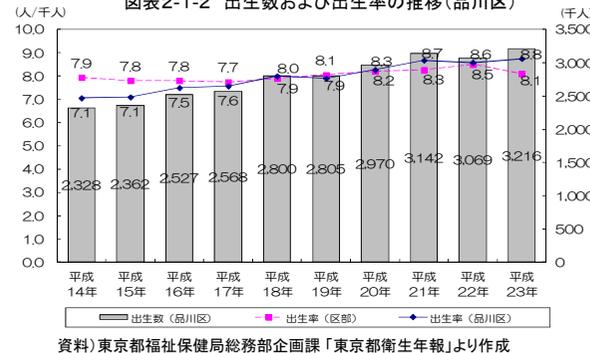
- 「子ども・子育て支援新制度」等の動きを受けた取組の充実
 - ・「子ども・子育て支援新制度」において、幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業に関する「子ども・子育て支援事業計画」を策定し実施していく。
- 待機児童対策への継続的な取組
 - ・保育需要は今後一定期間は増加傾向が続くと見込まれることから、教育・保育施設の計画的整備や、勤務形態の多様化に応じた柔軟な保育、育児休業からの円滑な入園などを総合的に進め、待機児童減少を図る必要がある。
- 子育て力のある地域社会の構築
 - ・子育て不安の解消や孤立化の防止等虐待予防のための機能と、地域社会での早期発見・対応を充実し、多様なネットワークで子育て力のある地域社会を構築していくことが求められる。

図表2-1-1 子ども・子育て支援新制度の具体的内容

- ◆主なポイント
 - 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設
 - 地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点等)
- ◆幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み
 - 基礎自治体(市町村)が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
 - 社会全体による費用負担
 - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
 - 政府の推進体制
 - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備
 - 子ども・子育て会議の設置
 - ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
 - ・市町村等の合議制機関の設置努力義務

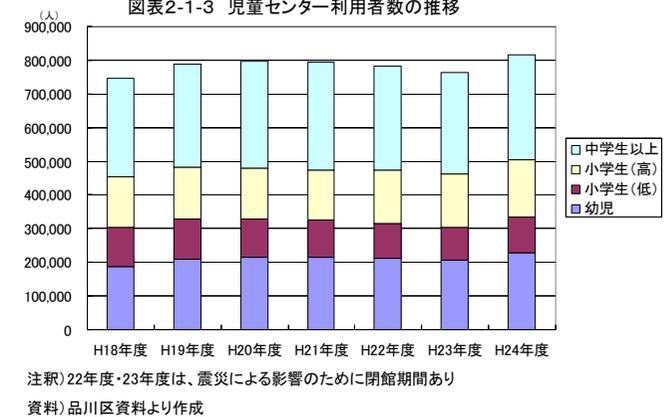
資料)内閣府・文科科学省・厚生労働省「子ども・子育て関連3法について」(平成24年9月)より作成

図表2-1-2 出生数および出生率の推移(品川区)



資料)東京都福祉保健局総務部企画課「東京都衛生年報」より作成

図表2-1-3 児童センター利用者数の推移



注釈)22年度・23年度は、震災による影響のために閉館期間あり
資料)品川区資料より作成

図表2-1-4 品川区の保育サービス利用の推移 (認可保育園、認証保育所、家庭的保育事業所) (各年4月1日現在)

年度(平成)	0~5歳児の人口(A)	認可保育園申込み者数	定員(B)	区民利用者計(C)	定員率(B)/(A)	利用率(C)/(A)	待機児童数
25	17,776	2,021	6,844	7,048	38.5%	39.6%	62
24	17,010	1,865	6,305	6,630	37.1%	39.0%	50
23	16,488	1,688	5,677	5,976	34.4%	36.2%	61
22	16,043	1,771	5,058	5,473	31.5%	34.1%	66
21	15,492	1,544	4,697	5,005	30.3%	32.3%	123
20	14,957	1,515	4,518	4,720	30.2%	31.6%	115

資料)品川区資料より作成

基本計画策定以降の社会経済環境変化

■第2期教育振興基本計画の策定

- 中央教育審議会では、平成25年4月25日の第85回総会において、「第2期教育振興基本計画について（答申）」を取りまとめた。
- 同計画の中では「社会へ生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を、教育行政の4つの基本的方向性と具体的な成果目標・指標等を定めることとしている。

品川区の現況

■いじめ防止に関する取組みの充実

- いじめ等の問題に対応するため、さまざまな取組みを進めている。（図表2-2-1）

■様々な特色ある教育活動の展開

- 品川区では特色ある教育の充実として、品川区固有教員の採用を平成21年度から進めており、小中一貫校を中心に計15名（平成25年度現在）の採用を行っている。
- 小中一貫校については、現在6校を開校している。（図表2-2-2）

■地域や大学の教育力の活用

- すまいるスクールは地域や大学との協働による機能強化を図っており、英会話・パソコン・囲碁など内容の充実した「教室」を実施している。（図表2-2-3）

中間見直しにおける論点

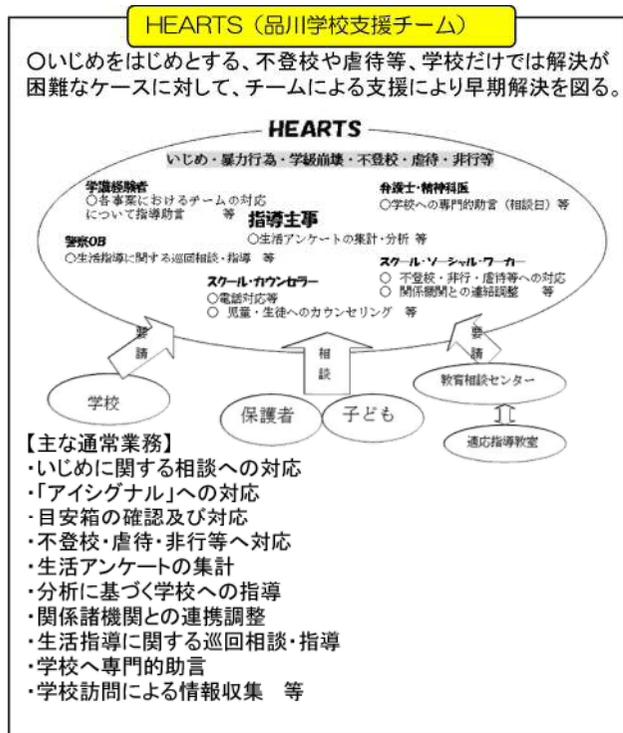
■第2期教育振興基本計画を踏まえた教育施策の推進

- 第2期教育振興基本計画の4つの方向性や8つの施策等に対応し、いじめ等への問題への対応や教育活動の充実等の施策展開が必要である。

■地域の教育力のより一層の拡大

- 教育に関しては特色ある取組みを数多く実施しており、今後も地域資源をうまく活用した教育の充実など、区民団体や大学など地域との連携に着目した取組みの推進が必要である。

図表2-2-1 品川区におけるいじめ等対策



資料)品川区資料より作成

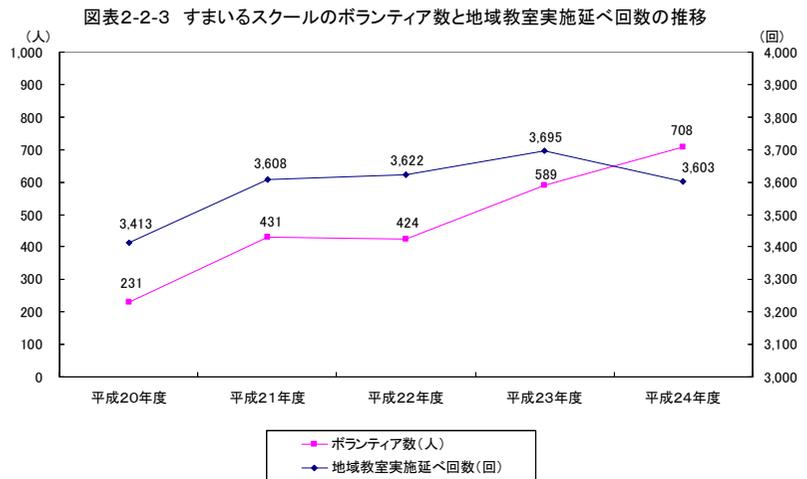
品川区いじめ根絶協議会

- 【設置の趣旨】**
いじめの防止及び早期発見・解決のために学校・家庭・地域・関係機関との連携を強化し、品川区におけるいじめ問題の解決に資する。
- 【内容】**
- いじめ対策における各団体からの協力・支援について。
 - 国の動向を踏まえ「いじめ防止に関する手引書」改訂に向けて意見交換
- 【開催回数】**
年3回
- 【委員】**
- 有識者3名（専門家・大学教授等3）
 - 地域代表8名（品川区町会連合会1・地区委員1・民生委員1・主任児童委員1・保護司1・商店街連合会1・PTA保護者2）
 - 関係官公署6名（児童相談所1・警察署4・大森少年センター1）
 - 区教委5名（教育長・校長会長・校長会副会長・校長会健全育成担当等2）

図表2-2-2 小中一貫校の開校状況

平成18年4月	「日野学園」開校
平成19年4月	「伊藤学園」開校
平成20年4月	「八潮学園」開校
平成22年4月	「荏原平塚学園」開校
平成23年4月	「品川学園」開校
平成25年4月	「豊葉の杜学園」開校

資料)品川区資料より作成



資料)品川区資料より作成

基本計画策定以降の社会経済環境変化

- 青少年問題の多様化・複雑化
 - ・有害情報の氾濫等子ども・若者をめぐる環境の悪化、ニート、ひきこもり、不登校等、問題がより多様化・複雑化している。
- 子ども・若者育成支援推進法と子ども・若者ビジョンの作成
 - ・「子ども・若者育成支援推進法」が平成22年4月1日に施行された。
 - ・また、同法に基づき「子ども・若者育成支援推進本部」の設置や「子ども・若者ビジョン」（平成22年7月23日）の策定などの取り組みが進んでいる。（図表2-3-1）

品川区の現況

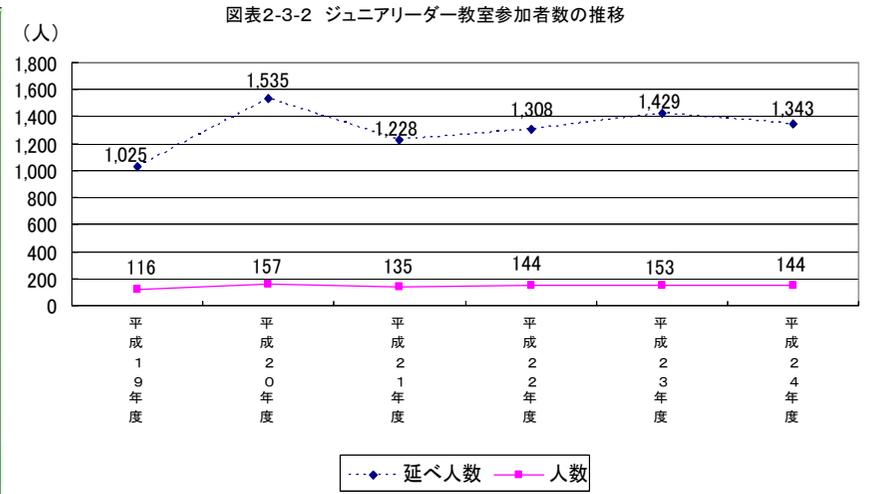
- 青少年の自立を促す体制の整備
 - ・青少年の自主的活動拠点として、ティーンズプラザを運営しており、中高生入館者数は概ね横ばいで推移している。
 - ・リーダー育成を目的としたジュニアリーダー教室を小学校4年生から高校生までを対象に区内4ヶ所で、年12回開催している。（図表2-3-2）
- 家庭・学校・地域と連携した青少年の健全育成
 - ・関係団体の相互連絡を図るための青少年問題協議会や青少年委員会の活動を推進している。
 - ・青少年委員会ではジュニアリーダー教室を開催しているほか、青少年育成事業として、児童センターと連携した事業を実施している。（図表2-3-3）

中間見直しにおける論点

- 地域連携のための体制整備
 - ・自主活動拠点の整備やリーダー育成などは一定の成果も出ていることから、青少年問題協議会を中心とした地域と連携するための体制整備が必要となる。
- 青少年地域活動の支援
 - ・多様な青少年のスポーツ文化活動を支援し地域のコミュニティ形成へとつなげていくことが求められる。
- 「子ども・若者ビジョン」を踏まえた総合的な施策検討
 - ・「子ども・若者ビジョン」で定められた内容を踏まえつつ、子ども・青少年に対する施策を検討することが求められる。

図表2-3-1 「子ども・若者ビジョン」の概要

位置づけ	子ども・若者等に対する施策の基本的方向	
<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・若者育成支援推進法に基づく「計画」として、子ども・若者ビジョンを作成 ●子ども・若者育成支援推進法に関する基本的な方針等について定めるもの 	すべての子ども・若者の健全やかな成長を支援 <ul style="list-style-type: none"> 1) 自己形成支援 <ul style="list-style-type: none"> 日常生活能力の習得 - 生活習慣の形成、規範意識等の育成等 多様な活動機会の提供 - 自然体験、芸術・伝統文化体験等 学力の向上 - 基礎学力の保障等/高校教育の質の保証等 大学教育等の充実 - 質の高い教育の展開支援等 経済的支援の充実 - 子ども手当、高校の実質無償化等 2) 社会形成 社会参加支援 <ul style="list-style-type: none"> 社会形成への参画支援 - 社会形成 社会参加に関する教育（メンタリティー教育）の推進 子ども・若者の意見表明機会の確保 社会参加の促進 - ボランティア活動、国際交流活動等 3) 健康と安心の確保 <ul style="list-style-type: none"> 健康の確保・増進 - 思春期特有の課題（喫煙、性感染症等）への対応 健康教育の推進等 4) 若者の職業の自立、就労支援 <ul style="list-style-type: none"> 就業能力・意欲の習得 - キャリア教育、職業教育の体系的な充実 就職サポート制度の推進等 就労等支援の充実 - 高校生、大学生等に対する就職支援等 	困難を有する子ども・若者やその家族を支援 <ul style="list-style-type: none"> 1) 困難な状況ごとの取組 <ul style="list-style-type: none"> ①ニート・ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等 <ul style="list-style-type: none"> 子ども・若者支援地域協議会の設置促進 ネットワークの形成 支援に携わる人材養成/地域若者サポートデスク事業の実施等 ②障害のある子ども・若者の支援 <ul style="list-style-type: none"> 教育 就労支援等/発達障害のある者の支援 非行 犯罪に陥った子ども・若者の支援等 <ul style="list-style-type: none"> 非行防止活動、相談活動の推進/薬物乱用防止 再乱用防止等 少年院における矯正教育等の充実/しよく指導等処遇の充実等 ③子ども・若者の貧困問題への対応 <ul style="list-style-type: none"> 子ども手当、高校の実質無償化、奨学金の充実/ひとり親家庭への支援 貧困の連鎖の防止/状況把握等 ④困難を有する子ども・若者の居場所づくり <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童の居場所づくり/グループホーム等の居場所づくり 外国人の子ども等の教育充実/定住外国人の若者の就職促進 性同一性障害者等/十代の親への支援/届出でない子ども・若者の支援 ⑤外国人の子ども等の教育充実/定住外国人の若者の就職促進 <ul style="list-style-type: none"> 性同一性障害者等/十代の親への支援/届出でない子ども・若者の支援 ⑥外国人の子ども等の教育充実/定住外国人の若者の就職促進 <ul style="list-style-type: none"> 性同一性障害者等/十代の親への支援/届出でない子ども・若者の支援 2) 子ども・若者の被害防止 保護 <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止対策/里親の拡充など社会的義務の充実 児童買春、児童ポルノ等の犯罪対策/犯罪被害にあった者等への対応 いじめ被害、自殺対策 被害防止教育（メディアリテラシー）の習得、情報モラルの涵養等）等
状況認識	社会全体で支えるための環境整備 <ul style="list-style-type: none"> 1) 環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ①家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築 <ul style="list-style-type: none"> 保護者等への支援を行う 家庭を間く取組 - 家庭教育に関する人材養成、相談体制の充実等 外部の力も活用した 開かれた学校づくり - 学校支援地域本部やコミュニティスクールの設置促進 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等 放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり - 放課後子どもプランの推進 等 犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり ②多様な主体による取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> 相談体制の充実 - 子ども若者総合相談センターの体制確保支援 ／オアシス（一）等子どもの相談体制の普及 長閑団体等の取組の推進 - 国民運動等の取組の推進/新しい「公共」による活動等の支援 ③関係機関の機能強化、地域における多様な担い手の育成 <ul style="list-style-type: none"> 専門職の養成 確保 地域における多様な担い手の育成 - 青少年リーダー等の育成/ピアカウンセリングの普及等 ④子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応 <ul style="list-style-type: none"> デジタル上の性能向上・利用促進及/インターネット上の違法情報の取締り ／ゲームや携帯電話をめぐる問題への取組 等 2) 大人社会の在り方の見直し - 雇用/労働の在り方の見直し 等 	
策定の考え方	今後の施策の推進体制等 <ul style="list-style-type: none"> 子ども・若者に関する実態等の把握等 広報啓発等 国際的な連携 協力 国の関係機関等の連携・協働の促進 関係施策の実施状況の点検 評価 子ども・若者の意見聴取等 ビジョンの見直し（5年を目途） 等 	
基本的な方針	理念 <ul style="list-style-type: none"> (1) 憲法及び児童の権利条約に基づき子ども・若者の最善の利益を尊重 (2) 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー (3) 自己を確立し社会的な形成者となるための支援 (4) 一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で段階的に実施 (5) 大人社会の在り方の見直し 	
重点課題	環境整備 <ul style="list-style-type: none"> (1) すべての子ども・若者が生き生きと幸せに生きていけるための取組 (2) 困難を有する子ども・若者やその家族を支援するための取組 (3) 地域における多様な担い手の育成 	



資料)品川区資料より作成

図表2-3-3 青少年委員会における児童センター連携事業

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
連携した児童センター延べ数	8館	14館	15館
活動した青少年委員延べ数	35人	49人	44人

注)平成22年度より実施
資料)品川区資料より作成

出典「子ども・若者ビジョン」の概要（平成22年7月23日、子ども・若者育成支援推進本部決定）

基本計画策定以降の社会経済環境変化

■第3次男女共同参画基本計画の策定
 ・平成22年12月17日に、第3次男女共同参画基本計画が閣議決定された。同計画の中では男性・子どもにとっての男女共同参画など5つの分野を新設している。(図表2-4-1)

品川区の現況

■毎年度継続的な平和・人権関係の事業の実施
 ・非核平和都市品川宣言事業として、中学生平和使節派遣(広島)や青少年平和使節派遣(長崎)などの普及・啓発を行っている。(図表2-4-2)
 ・毎年人権啓発活動に取り組んでいる。(図表2-4-3)
 ■男女共同参画のための品川区行動計画(第4次)にもとづく取り組み
 ・「男女共同参画のための品川区行動計画(第4次)」を平成21年10月に策定し、同計画に基づいた取り組みを推進している。また、平成23年3月に「品川区配偶者暴力対策基本計画」を策定している。
 ・具体的には、行動計画推進会議の開催や啓発誌の発行などの啓発事業を実施しているほか、男女共同参画センターで各種講座及び相談事業を展開している。(図表2-4-4)

中間見直しにおける論点

■平和・人権に係る継続的な実施
 ・平和や人権に関する取り組みは、継続的に実施することが必要であり、今後とも、現在の事業内容を着実に実施していく必要がある。
 ■男女共同参画に向けた多面的な取り組みの展開
 ・ワーク・ライフ・バランスの実現や、配偶者等からの暴力(DV)の防止の取り組みに加え、第3次男女共同参画基本計画で新設された5つの分野への対応を図り、多面的な取り組みを展開することが必要である。

図表2-4-1 第3次男女共同参画基本計画の概要

男女共同参画社会とは…
 男性も女性も全ての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分発揮することができる社会

第3次男女共同参画基本計画
 ・平成22年12月17日 閣議決定
 ・男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定する基本計画

特徴

① 经济社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設
 ・下記の重点分野のうち、黄色で★が付いているものが新設分野

② 実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定
 ・第2次基本計画の42項目の2倍近い82項目(延べ109項目)の「成果目標」を設定
 (※「成果目標」とは、それぞれの重点分野に掲げる具体的施策を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準)

③ 2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進
 ・中間目標の設定や多様なポジティブ・アクションを推進
 ・政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的ではなかった分野についても、国は積極的に働きかけ

④ 女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調
 ・女性の継続就業支援や再就職支援等の施策の実施

構成

第1部 基本的な方針

第2部 施策の基本的方向と具体的施策(重点分野)

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援★	第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画★
第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画★	第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★	第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進
第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶	第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進★
第5分野 男女の仕事と生活の調和	第10分野 生涯を通じた女性の健康支援	第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

第3部 推進体制

出典)内閣府「第3次男女共同参画基本計画」パンフレット

図表2-4-2 非核平和都市品川宣言事業

1.中学生平和使節派遣(広島)
 8月5日～7日の2泊3日で、区立中学校8年生を広島市へ派遣し、原爆死没者慰霊式および平和祈念式への参加、平和記念資料館見学等を実施。その成果を各中学校で報告し、成果集等を作成。これを各学校の平和学習で活用するとともに、非核平和都市品川宣言事業パネル展等で、区民および関係機関へ配付している。

2.青少年平和使節派遣(長崎)
 8月8日～10日の2泊3日で、区内在住・在学の青少年6名を長崎市へ派遣し、平和祈念式典への参加、原爆資料館見学等を実施。その成果を成果集等にまとめ、非核平和都市品川宣言事業パネル展等で、区民および関係機関へ配付している。

3.平和資料コーナー設置
 品川図書館に平和資料コーナーを設置し、平和に関する図書、映像資料などを購入し閲覧・貸出等行っており、図書約4千冊、映像資料約150本などを所蔵している。

4.身近な暮らしの中での普及・啓発
 ・非核平和記念品の作成・頒布(図書カード・戦争体験集など)
 ・「平和の誓い」像 JR大井町駅前・制作 小金丸幾久氏(ミニチュアは、大崎ニューシティ内とJR西大井駅前)設置
 ・「誓いの灯」 JR大井町駅前 平和の誓い像前
 ・「平和のモニュメント」 しながわ中央公園内

資料)品川区資料より作成

図表2-4-3 人権啓発活動

時期	事業名	事業概要
5月	憲法週間講演と映画のつどい	憲法の基本理念である基本的人権を尊重する社会の実現をめざし、講演と映画上映を実施。
12月	人権週間講演と映画のつどい	人権週間事業の一環として、人権意識の高揚を図るため講演と映画上映を実施。
	人権のひろば	区内小・中学生による人権標語・ポスター展、映画DVD上映会や人権身の上相談等を実施。

資料)品川区資料より作成

図表2-4-4 男女共同参画センターにおける講座・相談事業(平成24年度)

・男女共同参画推進講座 9回(17日)
 ・総合相談 面接相談:月4回、電話相談:月3回、DV相談:週1回
 (平成24年度実績:面接相談:182件 電話相談:74件 DV相談:43件)

資料)品川区資料より作成

基本計画策定以降の社会経済環境変化

■高齢化社会のさらなる進展

・平均寿命が延長し高齢化が進展していく中で、健康寿命を延ばしていく必要がある。
(図表3-1-1・2)

* 健康寿命：介護を必要としないで自立した生活が出来る期間

■新興感染症等の健康危機の発生

・平成21年には新型インフルエンザが世界的に大流行し、平成25年4月には中国で鳥インフルエンザの感染が確認されている。平成24年には、食中毒の全国的規模での対応事例も発生している。区においても新興感染症等の健康危機管理対策を推進していく必要がある。(図表3-1-3)

品川区の現況

■品川区の健康寿命の要因について

・三大死因である悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患の死亡率は、東京都と概ね同じ水準で横ばいで推移している。(図表3-1-4)

・区民の健康づくり支援としては、健康センターの利用者や健康塾への参加者数は年々増加している。(図表3-1-5)

・地域における健康づくりについては、13地区の健康づくり推進委員会による健康づくり活動や、健康大学しながわにより推進している。

・生活習慣病の早期発見としての国保基本健診の受診者数は増加傾向にある。(図表3-1-6)

■高齢化に伴い必要となる医療サービスについて

・人口10万人当たり病床数は、病院・一般診療所とも特別区平均をやや下回っている。(図表3-1-7)

中間見直しにおける論点

■健康寿命を延ばす健康増進施策の推進

・区民の生活の質(QOL)の向上や介護や医療に係る負担軽減のため、区民の健康寿命を延ばす健康増進施策の更なる推進が必要である。

・健診の受診率の向上の他、生活習慣病の発生・重症化予防施策が求められている。

■地域医療連携の取り組み

・区民が身近で適切な医療サービスを受けられるしくみづくりが求められている。

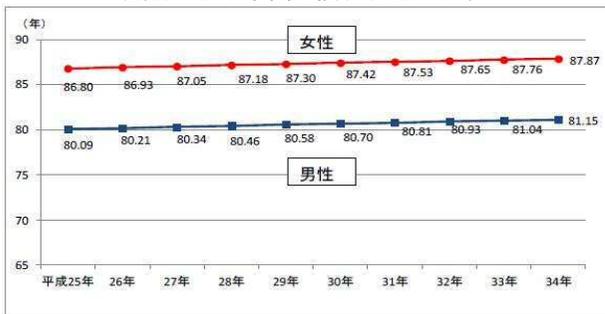
■健康危機管理対策の必要性

・新たに発生する感染症への的確な対応や食品・医薬品の安全確保を図るための体制整備等が求められている。

図表3-1-1 平均寿命と健康寿命の差 (年)



資料) 平均寿命(平成22年)は厚生労働省「平成22年完全生命表」、健康寿命(平成22年)は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」
図表3-1-2 平均寿命の推計(平成25~34年)



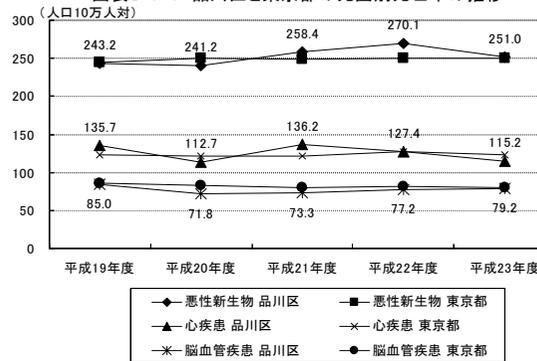
資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」より作成

図表3-1-3 新型インフルエンザ対策を推進するための市町村の役割

市区町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、社会的弱者への支援に関し主体的に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都道府県や近隣の市区町村と緊密な連携を図る。

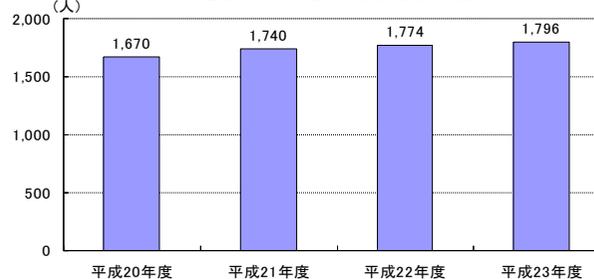
資料) 新型インフルエンザ対策関係会議「新型インフルエンザ対策行動計画」(平成23年9月)より作成

図表3-1-4 品川区と東京都の死因別死亡率の推移 (人口10万人対)



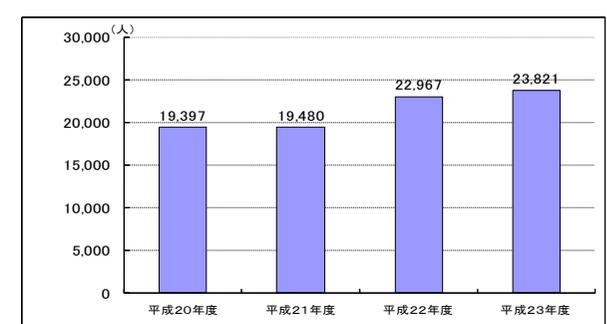
資料) 品川区資料、東京都「人口動態統計」より作成

図表3-1-5 健康塾参加者数の推移 (人)



資料) 品川区資料より作成

図表3-1-6 国保基本健診の受診者数の推移 (人)



資料) 品川区資料「品川区の福祉」より作成

図表3-1-7 病院数・病床数・人口10万人当たり病床数の推移

		平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
■施設数						
品川区	病院	13	13	13	13	13
	一般診療所	444	439	446	440	436
特別区平均	病院	18	18	18	18	18
	一般診療所	418	416	418	420	418
■病床数						
品川区	病院	2,962	2,909	2,906	2,906	2,906
	一般診療所	102	60	60	51	46
特別区平均	病院	3,501	3,441	3,452	3,427	3,435
	一般診療所	212	181	167	163	149
■人口10万人当たり病床数						
品川区	病院	857	845	837	831	814
	一般診療所	34	19	9	19	13
特別区平均	病院	966	941	937	825	923
	一般診療所	59	49	45	44	40

資料) 東京都「東京都の医療施設」「住民基本台帳人口」品川区資料より作成

基本計画策定以降の社会経済環境変化

■施設中心から在宅医療・介護へのシフト

・施設中心の医療・介護から住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられ、安心して自分らしい生活を実現できる地域社会づくりが課題となっている。

■高齢化の進展による認知症高齢者の増加

・何らかの認知症の症状がある高齢者（認知症高齢者日常生活自立度Ⅰ以上）は都内に約32万人（65歳以上人口の約12.5%）、見守りまたは支援の必要な認知症高齢者（認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上）は約24万人である。（図表3-2-1）
 ・高齢者虐待の増加が懸念される。（図表3-2-2）

品川区の現況

■要介護認定者数・認定率ともに過去最高水準

・要介護認定者数は介護保険制度が施行された平成12年度以降一貫して増加している。また、認定率も、増加し続け、平成22年度以降再び増加している。（図表3-2-3）

■安定した介護サービスの利用

・介護サービスの利用は、居宅・施設サービスともに増加を続けている。また、認知症対応に適している地域密着型サービスも拡大傾向にある。（図表3-2-4）

■認知症対応の拡充

・区内全域において、認知症サポーター養成事業を展開し、平成24年度には累計6,295人を養成し、地域での見守り体制を強化している。（図表3-2-5）
 ・社会福祉協議会成年後見センターと連携し、相談件数の増加に対応するとともに、成年後見活動も着実に伸びている。（図表3-2-6）

中間見直しにおける論点

■在宅介護に対応した医療と介護の連携促進

・高齢化の進展および要介護認定者数の増加が見込まれることから、在宅介護・在宅生活を支える医療と介護の連携促進や、多様なサービスの充実を図り、地域包括ケアシステムを推進する必要がある。

■認知症高齢者の増加への対応

・認知症高齢者の増加を背景に、認知症対策としてのグループホーム等の整備や成年後見制度の運営のさらなる充実が求められる。
 ・虐待事例の増加や困難化を踏まえ、早期対応等の更なる充実が求められる。

図表3-2-1 都内の認知症高齢者数 (人)

年齢階層	認知症高齢者の日常生活自立度(%)			合計
	自立	I	II以上	
～64歳	5,922	2,309	5,448	13,771
65～74歳	22,928	13,227	27,365	63,963
75歳～	77,398	77,249	205,487	361,918
合計	106,248	92,785	238,300	439,652

出典)東京都「認知症高齢者自立度分布調査」(平成23年1月)

図表3-2-2 全国における高齢者虐待の虐待判断件数、及び相談・通報件数(件)

	養介護施設従業者等によるもの		養護者によるもの	
	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数
平成23年度	151	687	16,599	25,636
平成22年度	96	506	16,668	25,315
増減	55	181	-69	321
(増減率)	57.3%	35.8%	-0.4%	1.3%

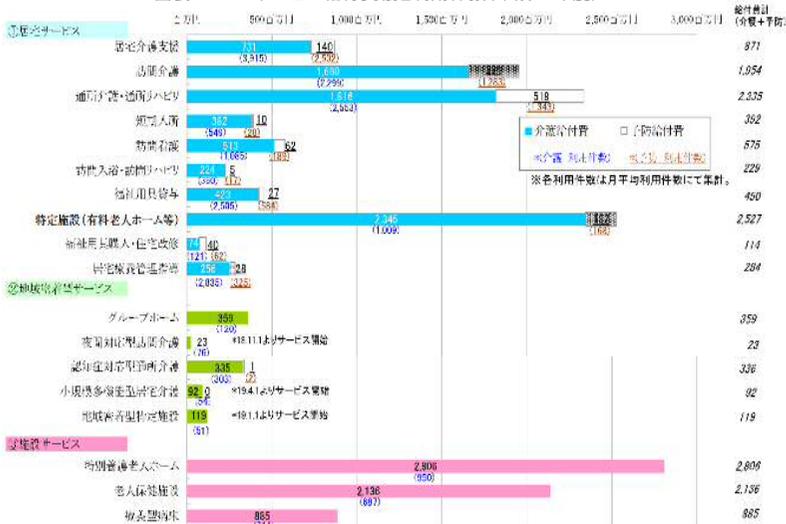
資料)厚生労働省「平成23年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」(平成24年12月)より作成

図表3-2-3 品川区の認定者数と認定率の推移



**認定率(%) = $\frac{65歳以上の認定者数}{第1号被保険者数} \times 100$ 出典)品川区「平成23年度介護保険制度の運営状況」

図表3-2-4 サービス給付実績と利用件数(平成23年度)



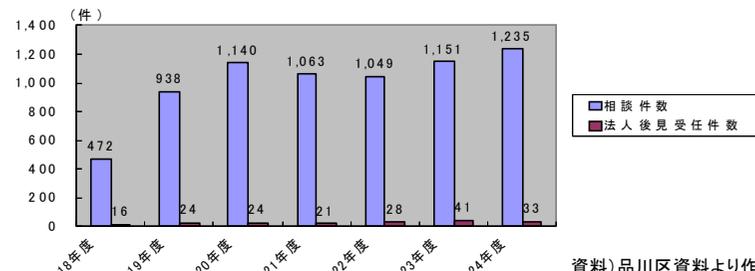
出典)品川区「平成23年度介護保険制度の運営状況」

図表3-2-5 認知症サポーター数

平成18年度	379 人
平成19年度	1,000 人
平成20年度	564 人
平成21年度	1,230 人
平成22年度	1,229 人
平成23年度	815 人
平成24年度	1,078 人

資料)品川区資料より作成

図表3-2-6 成年後見センターにおける相談件数および法人後見受任件数の推移



資料)品川区資料より作成

基本計画策定以降の社会経済環境変化

■障害者基本法の改正（平成23年8月）

・障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会を実現することが法の目的として新たに規定された。

■障害者総合支援法の公布（平成24年6月）

・障害者基本法の理念にある共生社会の実現にむけて、平成19年の障害者自立支援法を引き継ぎ、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律として、新たに位置付けられた。同年10月には、障害者虐待防止法も施行。権利擁護の仕組みも法定化された。

品川区の現況

■障害種別ごとの支援体系からサービス種別毎の支援へ

・障害者自立支援法施行後、サービス体系が変更。就労支援の強化による自立への推進が進む一方、障害の重度化、高齢化により障害者支援サービス給付が拡大している。（図表3-3-1）

■障害者の相談支援機能

・多様化する障害者のニーズに応えるため、地域に拠点を置く相談支援事業所の機能を強化。就労相談や、障害児の療育相談等、様々な分野で、年々相談件数は増加している。（図表3-3-2）また、サービス利用計画による計画相談支援の導入により、障害者の地域生活を計画的・継続的な支援の実現を目指している。

中間見直しにおける論点

■地域における障害者の自立支援

・障害福祉サービスの対象の多様化に伴い、相談支援体制を強化することで、利用者のニーズに沿った適切な支援が求められている。

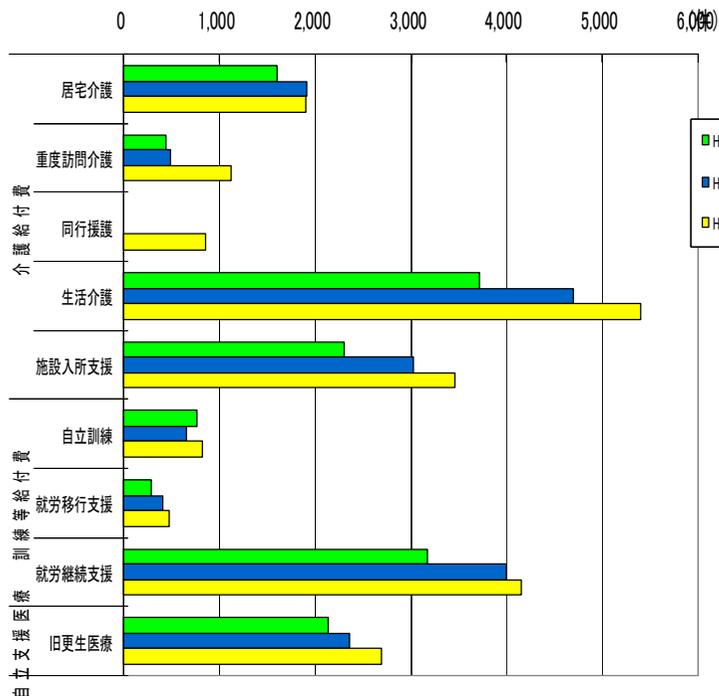
・就労支援体制の強化により、一般就労等、更なる自立の促進が求められている（図表3-3-3・4）。

・障害児の相談件数も増え、受け皿となる療育・支援の整備が求められている。

■地域で暮らし続けるための支援の充実

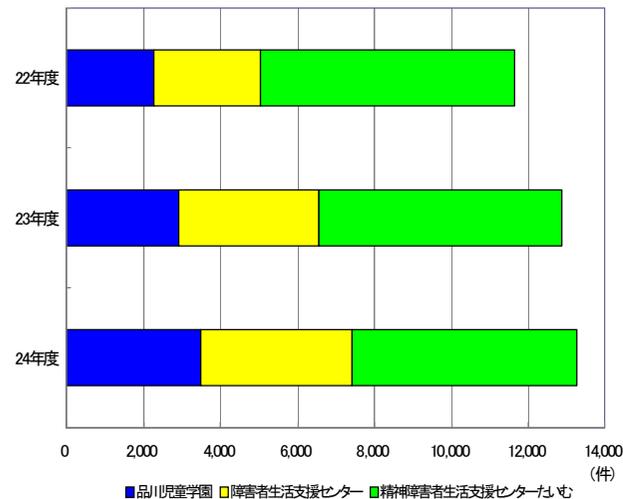
・個々の障害者のニーズに合わせた支援体制を整えるために、地域生活支援事業も含め在宅支援の充実を図ることが急務となっている。

図表 3-3-1 障害福祉サービスの推移



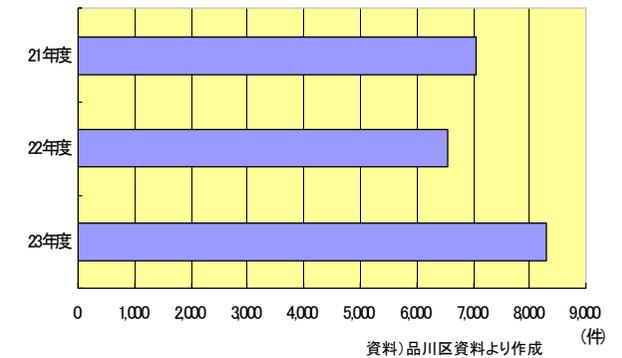
資料)品川区資料より作成

図表 3-3-2 品川区の相談件数の推移



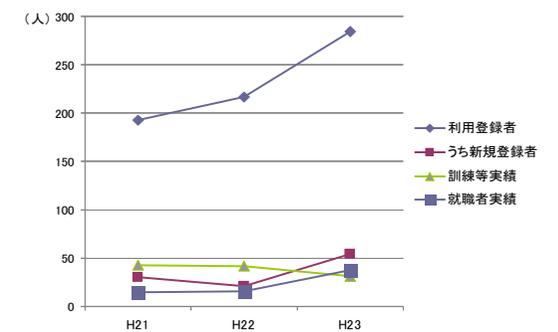
注)
品川児童学園は障害児の療育に関する相談件数
障害者生活支援センターは主として身体障害・知的障害の相談件数
精神障害者地域生活支援センターは精神障害の相談件数
資料)品川区資料より作成

図表 3-3-3 就労支援センターげんき品川 相談件数の推移



資料)品川区資料より作成

図表 3-3-4 就労支援センター登録者・就職者数の推移



資料)品川区資料より作成

基本計画策定以降の社会経済環境変化

■高齢者の孤立死の増加

- ・特別区内のひとり暮らし高齢者の死者は増加傾向にあり、平成24年は3,7千人となっている。
- ・このうち、自宅での死者は約2,7千人で、約4分の3を占めており、孤立死の増加が懸念される。(図表3-4-1)
- ・孤立死の発生を未然に防止するため、情報の一元化、関係団体との連携強化、個人情報利用のための仕組みの整備と理解促進、地域づくりの推進等による総合的な取り組みが必要とされている。(図表3-4-2)

■被保護者への支援

- ・国は、平成25年「就労自立給付金」の新設による自立支援の方針を打ち出している。

品川区の現況

■地域福祉の担い手の状況

- ・民生委員(定数332名)による訪問・連絡活動件数は、確実に増加している。(図表3-4-3)

■地域における見守り活動団体への支援

- ・高齢者等地域見守り活動団体への助成事業の対象団体数は、平成20年度開始時の2団体から平成24年度には30団体と着実に増えている。(図表3-4-4)

■被保護世帯は年々増加

- ・被保護世帯は、リーマンショックの影響などから、平成21年度以降、高い増加率が続いている。(図表3-4-5)
- ・品川区の保護率(平成22年度・年度月平均)は、特別区平均よりも低い水準にある。(図表3-4-6)

中間見直しにおける論点

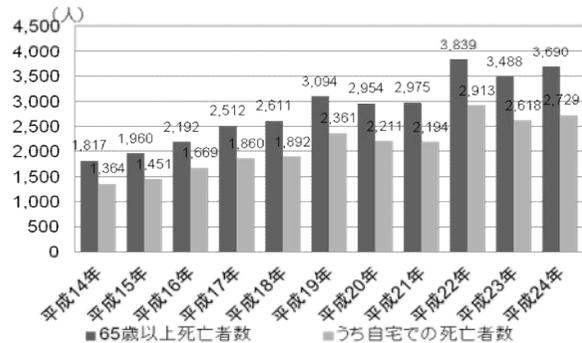
■ひとり暮らし高齢者等を見守る担い手の確保

- ・今後、ひとり暮らし高齢者は増加することが予測されており、孤立死の一層の増加が危惧される。このため、ひとり暮らし高齢者の見守りなど地域における担い手の確保に向けた取り組みが引き続き求められている。

■被保護者の自立に向けた取り組み

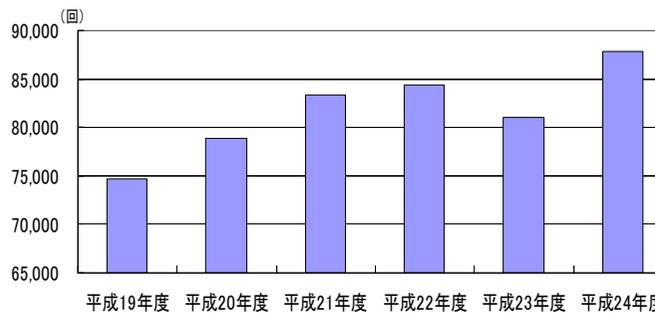
- ・生活保護受給者が大幅に増加するなか、被保護者の自立に向けた施策が求められている。

図表3-4-1 特別区内における65歳以上の一人暮らしの死者数の推移



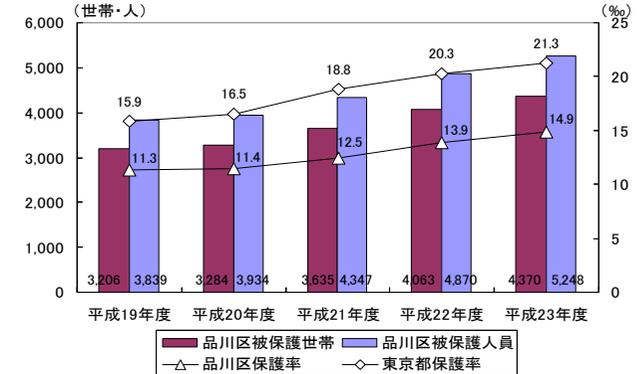
注) 検査を実施した異常死を対象 資料)東京都監察医務院資料より作成

図表3-4-3 民生委員による訪問・連絡活動回数の推移



資料)品川区資料より作成

図表3-4-5 品川区における被保護世帯・人員の推移



注) 保護率=被保護人員÷住民基本台帳人口

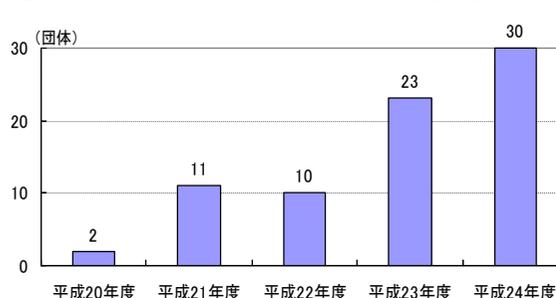
資料)品川区資料より作成

図表3-4-2 厚生労働省通知(地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策について)の概要

- 情報の一元化
 - 地方自治体の福祉担当部局に生活困窮者に関する情報の一元化を要請
- 関係団体との連携強化
 - 福祉担当部局と高齢者団体、障害者団体、民生委員などとの相互の連携強化を依頼
- 個人情報保護の適用外になることについての理解促進
 - 電気・ガス、水道事業者と福祉担当部局との連携等に際し、生命、身体、財産の保護が必要なケースでは、個人情報の提供の制限を適用しないことへの理解促進
- 地域づくりの推進等
 - 分野横断的・総合的な窓口の設置や地域ネットワークの構築、民間事業者と連携した見守り事例など、自治体の優良事例を紹介
 - 孤立死事例の自治体による検証状況の情報提供
 - 孤立死対策に有効な地域ネットワークの構築やコミュニティの活用促進等の先進的な取り組みについて、国庫補助を実施(孤立死対策について優先的に採択)

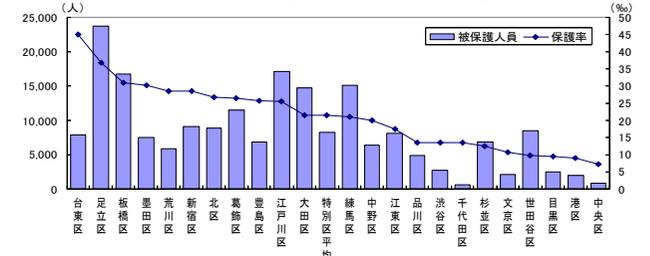
資料)厚生労働省資料より作成

図表3-4-4 高齢者見守りネットワーク事業における活動団体数の推移



資料)品川区資料より作成

図表3-4-6 特別区の被保護人口(年度月平均)・保護率(平成22年度)



注) 保護率算定の基礎人口は、「東京都の人口(推計)」(毎年10月1日)

資料)東京都「福祉・衛生統計年報」より作成

基本計画策定以降の社会経済環境変化

■相次ぐ生物多様性関連の戦略策定

- ・国は、平成22年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップを示すため、平成24年9月、「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定した。
- ・東京都は、平成24年5月、緑施策のこれまでの取組と、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を取りまとめた「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略」を策定した。（図表4-1-1）

品川区の現況

■水辺活用に向けた取り組みの活発化

- ・運河ルネッサンス地区の品川浦・天王洲地区、勝島・浜川・鮫洲地区（勝島運河）では、賑わいスポットの創出が進められている。（図表4-1-3）

■緑被率は増加傾向

- ・品川区の緑被地面積は増加傾向にあり、緑被率は平成21年時点で15.8%となっている。（図表4-1-2）

■低い区民1人当たり都市公園面積の水準

- ・都市公園の面積は増えているものの、区民1人当たり都市公園面積は減少傾向にあり、特別区の中でも比較的低い水準にある。（図表4-1-5・6）

■景観行政団体への移行

- ・平成22年7月に品川区は景観行政団体に移行し、同年12月に「品川区景観計画」を策定している。（図表4-1-4）

中間見直しにおける論点

■水辺の利活用の推進

- ・水辺の利活用を推進するとともに、その担い手となる人材の育成や区民等に対する生物多様性の重要性を学習する機会の提供などを充実する必要がある。

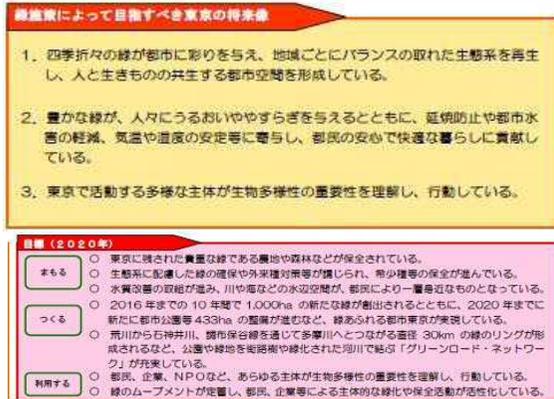
■多様な主体と連携した緑の保全・創出の強化

- ・地域に密着した身近で防災にも役立つ公園等を確保するとともに、区民、企業、NPO等との連携を強化し、緑の保全・創出活動を一層推進する必要がある。

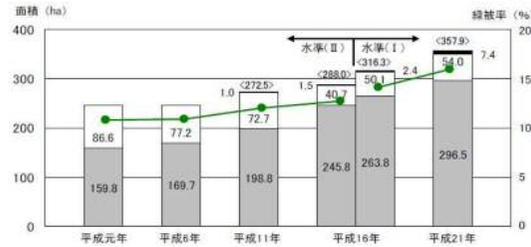
■景観計画に基づく実効性の高い誘導施策の推進

- ・届出・勧告の制度による建築物等の景観誘導など実効性の高い施策推進が必要である。

図表4-1-1 「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略」の概要



資料)東京都「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略【概要版】」(平成24年5月)
図表4-1-2 緑被地および緑被率の経年変化(下段はみどりの構成)



資料)「品川区水とみどりの基本計画・行動計画」(平成24年6月)

図表4-1-3 品川区における水辺の現状と資源



資料)「品川区まちづくりマスタープラン」(平成25年2月)

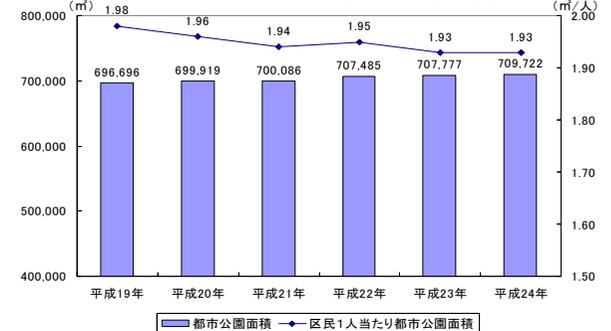
図表4-1-4 品川区景観計画に基づく届出等件数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
届出	4	43	74
変更	0	1	4
完了報告	0	3	3

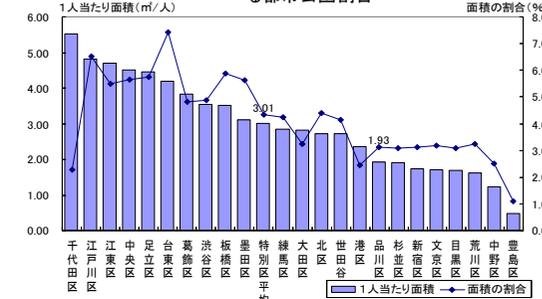
注)平成22年度は7月15日景観条例施行からの実績

資料)品川区資料より作成

図表4-1-5 品川区の都市公園面積の推移



図表4-1-6 特別区の1人当たり都市公園面積、区面積に占める都市公園割合



注)図表4-1-5は各年4月1日現在、4-1-6は平成24年4月1日現在、人口は東京都「東京都の人口(推計)」

資料)図表4-1-5・6ともに東京都「公園調査」より作成

基本計画策定以降の社会経済環境変化

■福島原発事故発生以降のエネルギー情勢の変化

- ・東日本大震災と原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫は、節電意識の高まりなど、多くの人々のライフスタイルに対する価値観に変化をもたらした。(図表4-3-1)
- ・それぞれの地域において、その資源や特性を生かして再生可能エネルギーを最大限に活用し、化石燃料依存を抑制することが課題となっている。

品川区の現況

■区内の二酸化炭素排出量は増加傾向

- ・区内の二酸化炭素排出量は平成21年度で平成22年度比25%増であり、特別区平均の10%増を上回っているが、平成15年をピークに増加傾向に一定の歯止めが掛かっている。(図表4-3-2)

- ・区では再生可能エネルギーの活用を促進している。(図表4-3-3)

■区有施設における継続的な節電活動の実施

- ・平成23年度から夏期(7~9月)を中心に区有施設の節電に取り組み、平成23年度は平成22年度比25.5%、平成24年度は14.6%の電力削減を実現した。(図表4-3-4)

■区内のごみ収集量は減少傾向

- ・区内のごみ収集量は減少傾向にあり、一方資源収集量はおおむね増加傾向にある。(図表4-3-5)

中間見直しにおける論点

■二酸化炭素排出量の削減による低炭素社会の実現に向けた取り組みの強化

- ・民間活力等も活用し、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用をより一層推進する必要がある。
- ・日々の節電など運用による対策は浸透しているため、継続して二酸化炭素排出量を削減するためには、多様な対策を検討する必要がある。

■ごみの発生抑制・リサイクルの推進

- ・資源循環型社会の構築に向けて、区民・事業者・区が、それぞれの役割と責任に応じて、より一層、ごみの発生抑制に努め、ごみの減量化と資源化に取り組んでいくことが必要である。

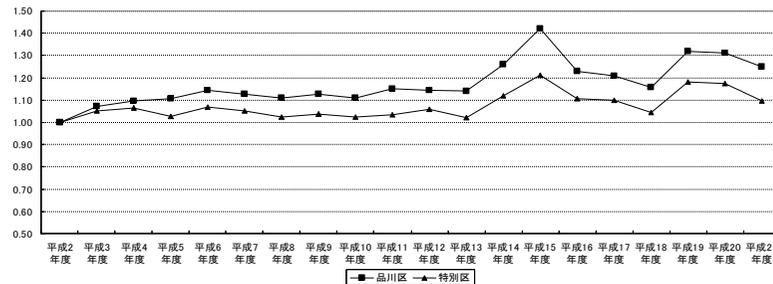
図表4-3-1 電力需給の逼迫による人々の意識・行動の変化



注:ウェブアンケート

出典)環境省「平成24年版環境・循環型社会・生物多様性白書」

図表4-3-2 品川区及び特別区における二酸化炭素排出量の推移(平成22年度=1.00とした指数値)



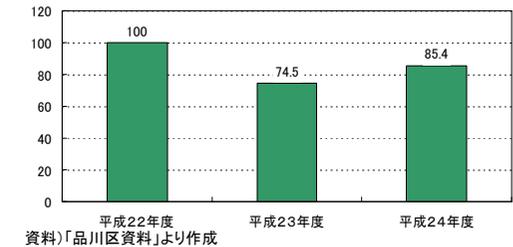
図表4-3-3 太陽光発電システム等設置助成事業の実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
申込件数	12件	10件	28件	78件	-
助成件数(内容)	省エネルギー型設備設置工事12件(全て太陽光)	省エネルギー型設備設置工事10件(全て太陽光)	省エネルギー型設備設置工事22件(太陽光21件・太陽熱温水器1件)	省エネルギー型設備設置工事64件(太陽光63件・ソーラーシステム1件)	太陽光発電システム88件

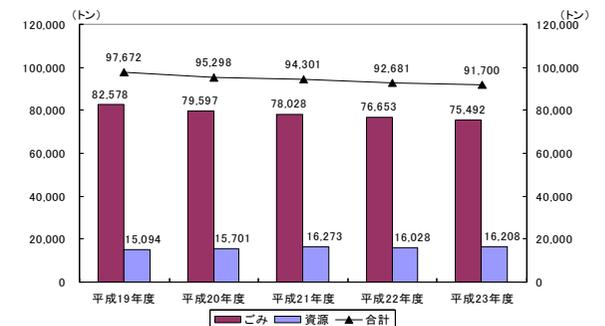
注:平成19~22年度までは環境共生住宅助成事業、平成23年度からは太陽光発電システム等設置助成事業。

資料)品川区資料より作成

図表4-3-4 品川区の区有施設における電力使用量の推移(平成22年度=100とした指数値)



図表4-3-5 区内のごみ・資源収集実績の推移



基本計画策定以降の社会経済環境変化

■環境教育等促進法の施行

- ・平成24年10月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が施行された。(図表4-4-1)
- ・改正法では、行政・企業・民間団体等の協働と、その基礎となる環境教育の重要性を明確に打ち出し、具体的な取り組みを位置づけている。

品川区の現況

■区民への環境学習機会提供の継続的な取り組み

- ・環境学習講座やしながわECOフェスティバルなど、区民への環境学習機会を継続的に提供しており、参加者数も堅調に推移している。(図表4-4-2、4-4-3)
- ・家庭での環境負荷軽減の実践を促進する「しながわ版家庭ISO」を導入しており、参加家庭数は急増している。(図表4-4-4)
- ・区内のごみ収集量は減少傾向にあり、一方資源収集量は概ね増加傾向にある。

■エコパワーカンパニー認定事業者数は横ばいで推移

- ・環境保全活動を率先している事業所を認定する「品川エコパワーカンパニー」認定数は横ばいで推移している。また、「環境経営セミナー」の参加事業所数は堅調に推移している。(図表4-4-5)

中間見直しにおける論点

■区民一人ひとりの環境負荷軽減にかかる意識の向上と実践の強化

- ・今後は、区民一人ひとりが、行政や事業者との協働による省エネルギー活動のパートナーとなるように、一層の意識啓発と支援が必要である。

■区内事業者による環境負荷軽減への取り組みの促進・支援

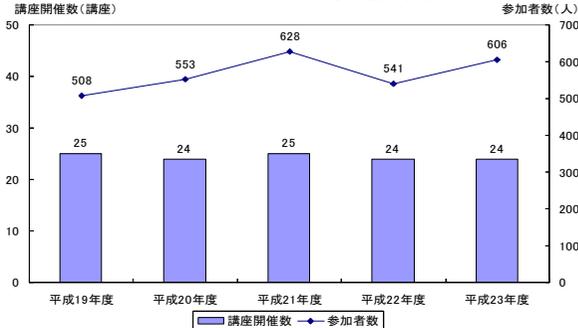
- ・個人よりも多くのエネルギーを使用するなど、より大きな環境負荷を発生させている事業者に対し、環境負荷軽減への事業者の責任に係る啓発と、自主的、主体的な取り組みの促進・支援を一層強化することが必要である。

図表4-4-1 環境教育等促進法のポイント

1. 地方自治体による推進枠組みの具体化
 - ・環境教育・協働取組推進の行動計画の作成と地域協議会の設置
2. 学校教育における環境教育の充実
 - ① 教育活動における環境配慮の努力義務
 - ② 学校教育における環境教育の一層の推進
3. 環境教育等の基盤強化等
 - ① 環境教育等支援団体の指定等
 - ② 人材認定等事業の登録対象に環境教育の教材開発等事業を追加
4. 自然体験等の機会の場の提供の仕組み導入
 - ・自然体験活動等の機会の場の知事による認定制度の導入。
5. 環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進
 - ① 政策形成への民意の反映
 - ② 公共サービスへの民間団体の参入機会の増進に係る配慮
 - ③ 協働取組推進のための行政機関及び国民、民間団体等の関係主体による協定制度の導入
 - ④ 事業型環境NPOの活動支援

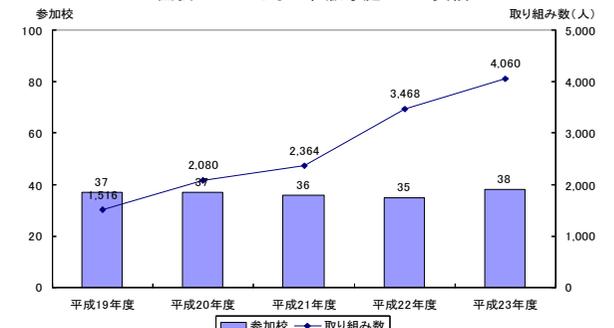
資料)環境省資料より作成

図表4-4-2 環境学習講座実績



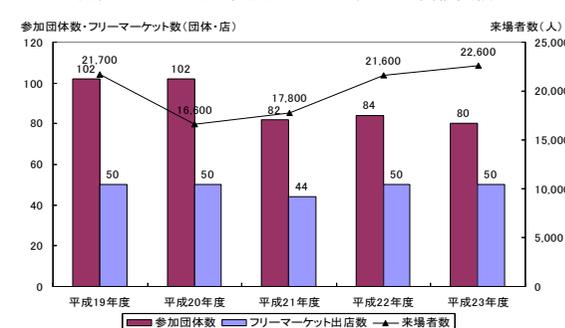
資料)品川区資料より作成

図表4-4-4 しながわ版家庭ISOの実績



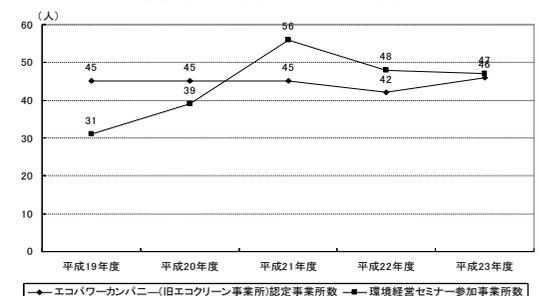
資料)品川区資料より作成

図表4-4-3 しながわECOフェスティバルの開催実績



資料)品川区資料より作成

図表4-4-5 エコパワーカンパニー(旧エコクリーン事業所)認定事業者数及び環境経営セミナー参加事業所数の推移



資料)品川区資料より作成

基本計画策定以降の社会経済環境変化

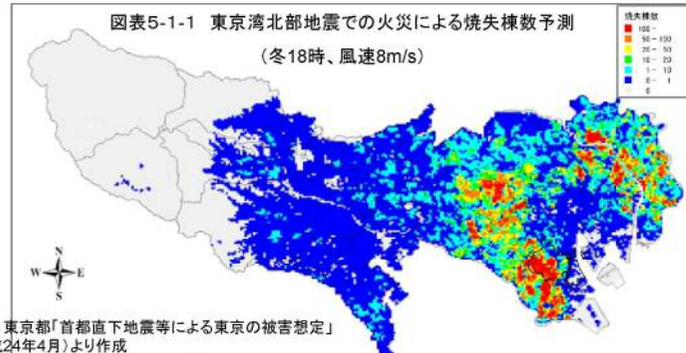
- 東日本大震災を踏まえた対策の見直し
 - ・東日本大震災を踏まえ、国や東京都で災害想定や防災対策等の見直しを実施している。(図表5-1-1)
- 木密地域の改善の加速
 - ・東京都は「木密地域不燃化10年プロジェクト」を推進。品川区内でも、不燃化特区の先行実施地区や延焼遮断帯を形成するための特定整備路線が位置づけられた。(図表5-1-2、5-1-3)
- 帰宅困難者対策の推進
 - ・東京都では「東京都帰宅困難者対策条例」を平成25年4月から施行。また、平成24年11月13日に「東京都帰宅困難者対策実施計画」を策定している。

品川区の現況

- 地域防災計画の見直し
 - ・東京都が公表した被害想定や東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年3月に品川区地域防災計画を改定した。(図表5-1-4)
- 市街地の防災性・安全性に向けた継続的な取り組み
 - ・国や東京都の補助事業等も活用しながら、住宅密集地の防災性向上や都市型水害対策の推進など、防災まちづくりを進めている。
- 地域における防災力の向上
 - ・自主防災組織の活動支援や、総合防災訓練の実施など、防災意識の向上に努めている。また、地域での連携体制の構築や災害時要援護者対策にも取り組んでいる。
- 応急活動体制の強化
 - ・職員を対象とした防災訓練の実施や、学校避難所連絡会議の開催などに取り組んでいる。また、帰宅困難者対策についても、関係機関との協議会設置等を進めている。

中間見直しにおける論点

- 東日本大震災の教訓を踏まえた対策の充実
 - ・東日本大震災の教訓を踏まえ、新しい地域防災計画にそった対策の着実な実施が必要である。
- 住宅密集地の防災性向上
 - ・「木密地域不燃化10年プロジェクト」の不燃化特区制度の取り組みなど、住宅密集地の防災性向上を強力に進める必要がある。
- 地域の防災力の強化
 - ・自助、共助における意識啓発や地域の関係機関との協力体制の強化など地域の防災力の一層の向上が必要である。
- 応急活動体制の強化
 - ・災害時における初期消火、医療救護、避難、帰宅困難者対策、情報伝達等の体制強化等が必要である。



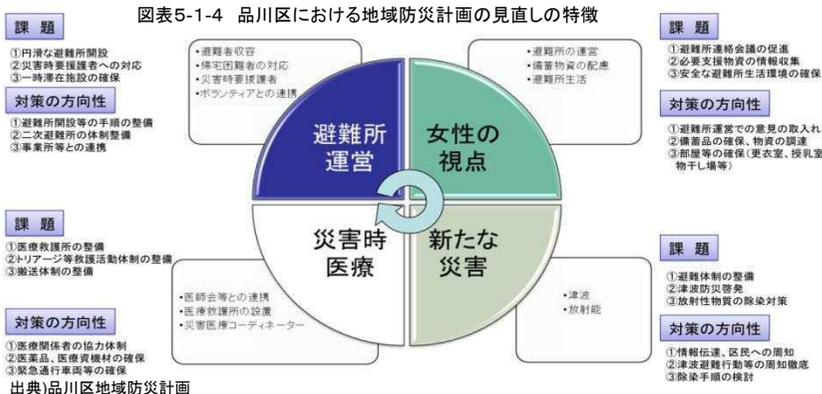
図表5-1-2 「木密地域不燃化10年プロジェクト」の概要

- 不燃化特区制度の創設
 - ・防災都市づくり推進計画に定める整備地域(約7,000ヘクタール)のうち、地域危険度が高いなど、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区について、区からの整備プログラムの提案に基づき、都が「不燃化特区」に指定
 - ・不燃化特区では、都が整備プログラムの実施に必要な特別の支援を期間を限定して実施
 - ・平成24年度:制度構築、平成25年度から本格実施
- 不燃化特区制度の先行実施
 - ・制度の本格実施に先がけて、3地区程度を選定し、都と区が連携して先行的な取組を開始
 - ・平成24年2月:先行実施地区の募集
 - ・平成24年8月:先行実施地区の選定
- 延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路整備の加速
 - ・整備地域の主要な都市計画道路の整備に際し、関係権利者に対して、生活再建等のための特別の支援を期間を限定して行う「特定整備路線」を指定
 - ・平成24年度:特定整備路線」対象区間の公表、制度構築、特別支援策の公表
 - ・平成25年度～平成32年度 事業実施

図表5-1-3 「木密地域不燃化10年プロジェクト」不燃化特区制度先行実施地区



資料)東京都「木密地域不燃化10年プロジェクト」不燃化特区制度の先行実施地区について(平成24年8月31日報道発表資料)より作成



資料)東京都報道発表資料「木密地域不燃化10年プロジェクト」実施方針の策定について(平成24年1月20日)他より作成

基本計画策定以降の社会経済環境変化

■品川駅・田町駅周辺地域が特定都市再生緊急整備地域に指定

・羽田空港国際化やリニア中央新幹線始発駅選定等、品川駅の交通結節点としての役割が高まる中で、品川駅・田町駅周辺地域が平成24年1月に国の特定都市再生緊急整備地域に指定され、今後も都市基盤整備や拠点形成が予定されている。

■住宅ストックの有効活用の促進

・東京都は平成24年3月に「東京都住宅マスタープラン」を策定し、既存の住宅ストックの有効活用等を推進している。

品川区の現況

■品川区まちづくりマスタープランの策定

・品川区では、概ね20年後を目標年次とする、区の「まちづくりの基本計画」および品川区住宅基本条例に基づく「住宅政策に関する基本計画」として「品川区まちづくりマスタープラン」を平成24年2月に策定し、その中では、めざすべき将来都市構造として、広域活性化拠点や都市活性化拠点などを位置づけている。（図表5-2-1）

■昭和56年～平成2年に建築された住宅ストックが最多

・品川区の住宅ストックは、昭和56年から平成2年にかけて建築された住宅が最も多い。（図表5-2-2）

■分譲マンションの適正な維持管理に向けた支援の取り組み

・品川区では、分譲マンションの管理支援として、管理相談窓口の設置や、管理セミナーの開催などに取り組んでいる。（図表5-2-3）

中間見直しにおける論点

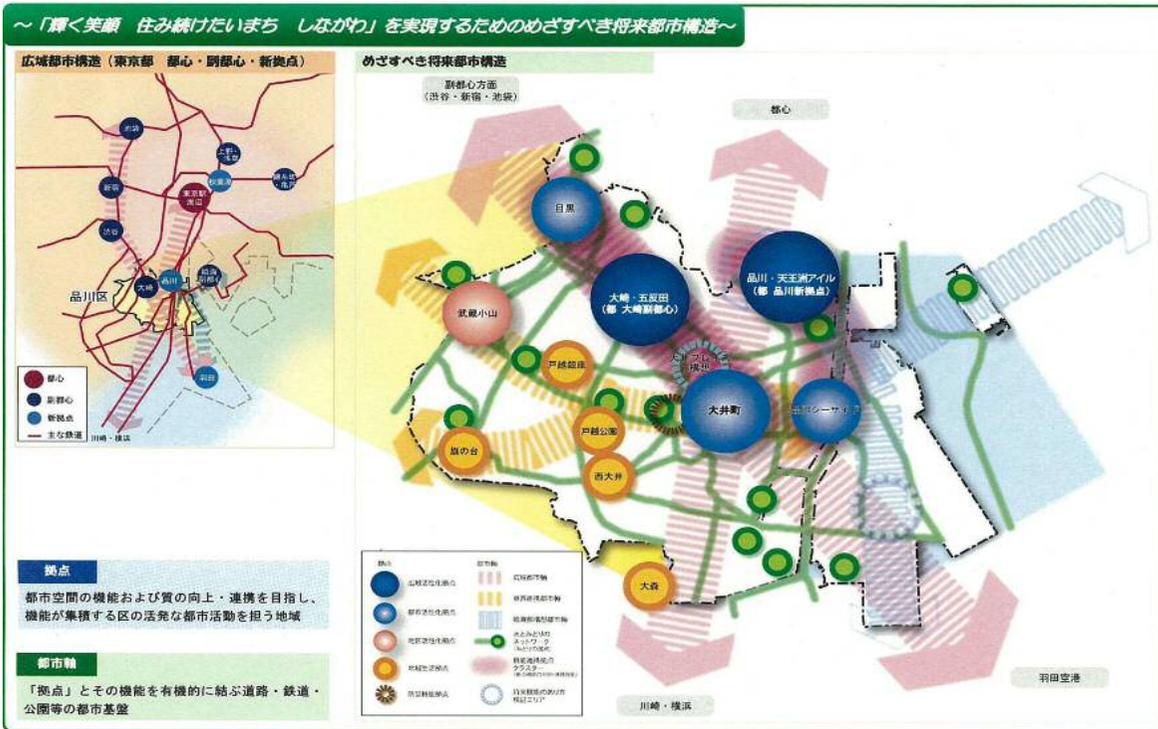
■新たな拠点形成に資する施策形成

・「品川区まちづくりマスタープラン」において将来都市構造として掲げる新たな広域活性化拠点と地区活性化拠点の形成に資する施策の検討が求められる。

■老朽マンションの管理の適正化

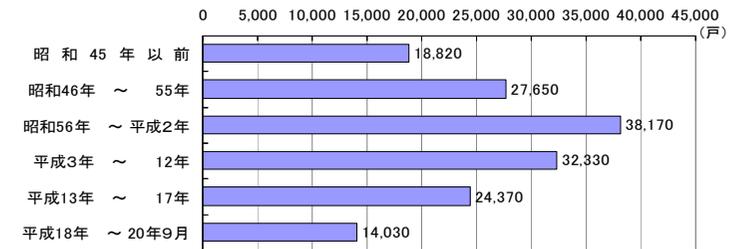
・品川区では、築年数の経過した住宅数も多く、建替え時期を迎える分譲マンションも多いと見込まれることから、分譲マンションの適正な維持管理に加え、耐震化や建替えに向けた取り組みの促進も必要と考えられる。

図表5-2-1 めざすべき将来都市構造



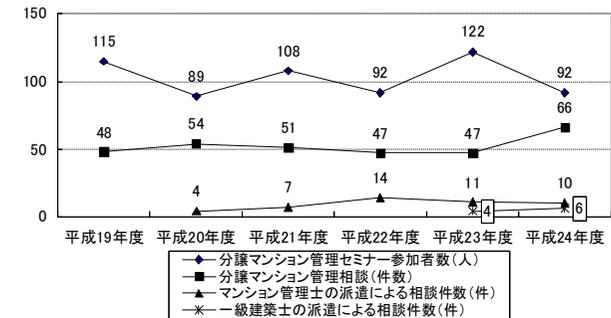
資料)「品川区まちづくりマスタープラン」(平成24年2月)

図表5-2-2 品川区における建築時期別住宅数



資料)総務省「住宅・土地統計」より作成

図表5-2-3 品川区の分譲マンションの管理支援実績



注) マンション管理士の派遣は平成20年度より実施 一級建築士の派遣は平成23年度より実施
資料)品川区資料より作成

基本計画策定以降の社会経済環境変化

- 羽田空港の国際空港機能の充実
 - ・国は羽田空港の国際空港機能の充実を図っており、品川区は内外への広域的な交通利便性が飛躍的に向上した。(図表5-3-1)
- 社会資本の老朽化
 - ・高度経済成長期に整備された道路等の社会資本が老朽化を迎え、今後、維持管理・更新費の増大が見込まれる。(図表5-3-2)
- 自転車安全利用の促進
 - ・東京都では、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を平成25年7月から施行し、自転車の安全利用を促進している。

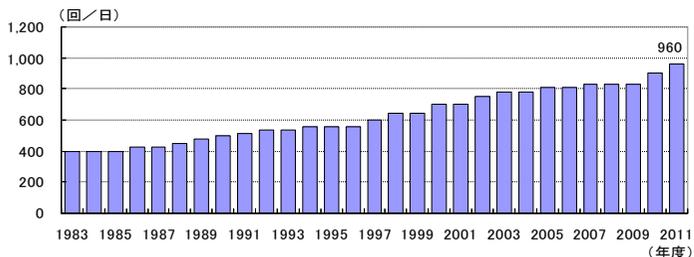
品川区の現況

- 区内の駅の乗車人員は約120万人に上る
 - ・区内の一日平均乗車人員は近年までおおむね増加傾向にあり、平成22年度では119.2万人である。(図表5-3-3)
 - ・鉄道駅は、延べ40駅あり、他区と比較しても鉄道利便性は高い。
- 道路交通環境の一層の向上が必要
 - ・交通渋滞や生活道路への通過交通の進入などが課題となっている。
 - ・区には、道路幅4m未満の狭い道路が多く存在しており、住環境・防災性向上などのため改善が求められている。(図表5-3-4)
- さらなる交通事故減少と自転車利用マナー改善が課題
 - ・区内の交通事故総件数および自転車事故件数は、減少傾向にあるが、自転車事故の割合は35%を超えている。(図表5-3-5)

中間見直しにおける論点

- 広域拠点性の向上に対応した交通利便性向上
 - ・羽田空港の国際化等により、今後、国内外からの来訪者が増加すると見込まれるため、区内の交通利便性のさらなる向上が求められている。
- 道路交通環境の安全性、快適性向上
 - ・防災機能向上や生活環境改善の観点からも、生活道路や幹線道路の計画的な整備が求められている。また、社会資本の老朽化に対応して、道路等の計画的な更新・整備が必要である。
 - ・自転車利用者に対する交通安全教育・啓発を通じた交通マナーの向上など、関係機関と連携した交通安全対策の一層の強化が必要である。

図表5-3-1 東京国際空港(羽田)の発着可能回数(昼間時間帯)の推移



注:6:00~8:30の到着、20:30~23:00の出発及び23:00~6:00の発着を除く発着可能回数
資料)国土交通省「国土交通白書2012」より作成

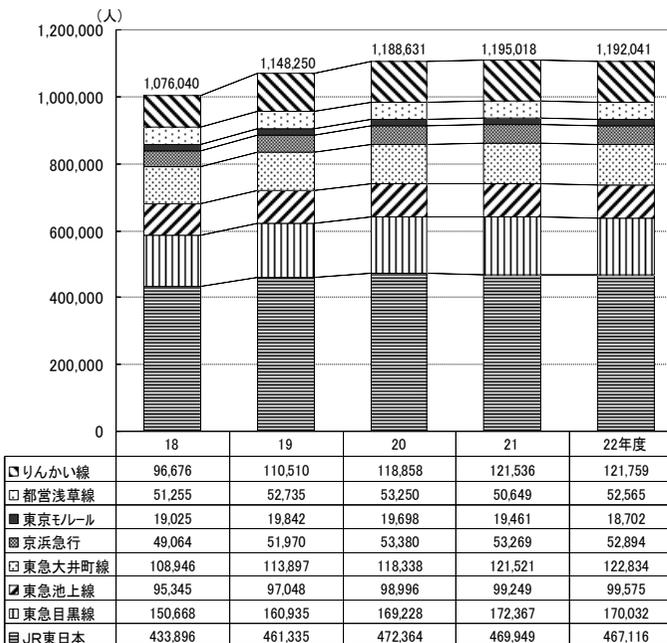
図表5-3-2 建設後50年以上経過したインフラの割合

	平成22年度	平成32年度	平成42年度
道路橋 ※約15万5千橋 (橋長15m以上)	約8%	約26%	約53%
排水機場、水門等 ※約1万施設	約23%	約37%	約60%
下水道管きよ ※総延長:約43万km(注)	約2%	約7%	約19%
港湾岸壁 ※約5千施設	約5%	約25%	約53%

(注) 岩手県、宮城県、福島県は調査対象外
資料) 国土交通省

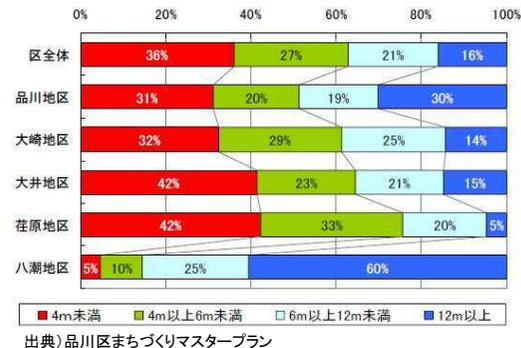
出典)国土交通省「国土交通白書2012」

図表5-3-3 品川区における鉄道路線別一日平均乗車人員の推移

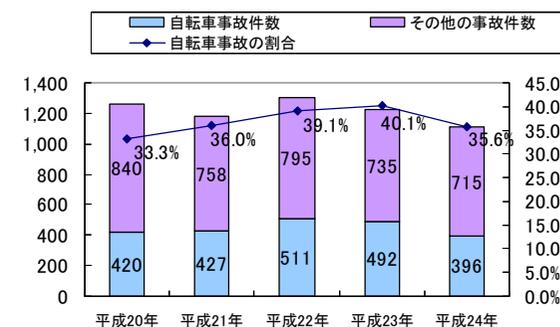


資料)「品川区の統計」より作成

図表5-3-4 品川区の道路幅員別延長割合



図表5-3-5 品川区の自転車事故件数等の推移



資料)品川区資料より作成

基本計画策定以降の社会経済環境変化

■総合的な犯罪抑止対策の推進

・警視庁では総合的な犯罪抑止対策を推進しており、刑法犯認知件数は減少、防犯ボランティア団体数は増加傾向を示している。(図表5-4-1)

■消費者庁設置、消費者基本計画の策定

・平成21年5月、消費者の視点から政策全般を監視する組織として消費者庁が設置された。(図表5-4-2)
 ・同庁は、平成22年に平成26年度までを計画期間とする新しい消費者基本計画を策定している。また、現在その見直し作業を進めている。

品川区の現況

■減少傾向を示す犯罪発生率

・犯罪発生率では、品川区の水準は特別区平均を下回って減少している。(図表5-4-3)

■地域と連携した防犯活動の推進

・自主防犯活動団体に対する助成(図表5-4-4)や、生活安全サポート隊(警察官OB)によるパトロール、近隣セキュリティシステム(まもるっちの貸与等)による安全・安心なまちづくりを実施している。
 ・平成23年3月25日、区内警察署と「品川区民の安全向上に関する共同宣言」を締結し、「品川区セーフティアップ運動計画」を策定した。

■多様な消費者育成施策等の実施

・品川区では、消費者育成及び支援に関する複数の取り組みを展開している。また、消費者生活相談も実施している。(図表5-4-5)

中間見直しにおける論点

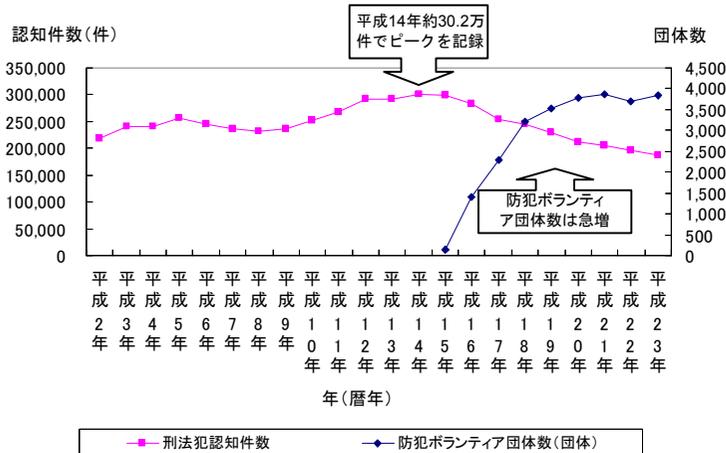
■警察や地域と連携した防犯活動の推進

・品川区の犯罪発生率は減少傾向を示しており、今後ともこれまで同様に、警察・地域と連携した防犯活動の推進が必要である。
 ・地域における防犯活動の推進に向けた支援策や、団体育成などの取組が重要となる。

■消費者被害防止の推進

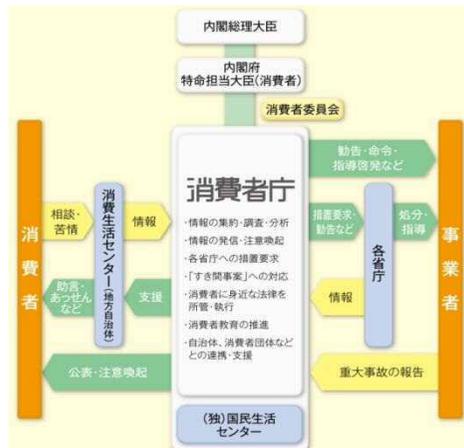
・国の消費者基本計画策定の動向も踏まえながら、引き続き消費者育成や団体との連携、消費者被害防止体制の推進等の取り組みを継続していくことが求められる。

図表5-4-1 東京都における刑法犯認知件数と防犯ボランティア団体数



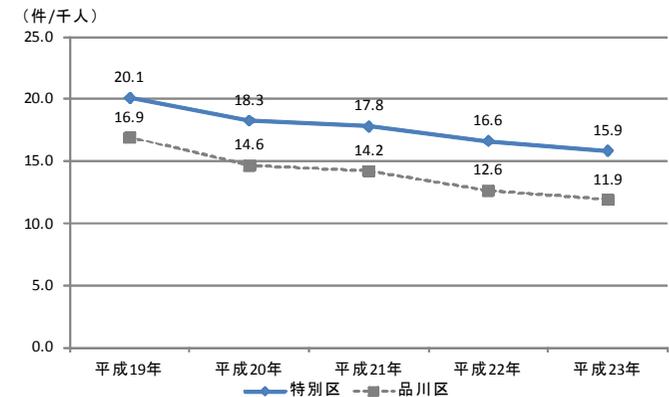
資料) 国家公安委員会・警察庁ウェブサイト等より作成

図表5-4-2 消費者庁の役割と関係



出典) 消費者庁リーフレット

図表5-4-3 品川区及び特別区における犯罪発生率



注: 都区部は「警視庁の統計」における第1~7及び10方面隊の合計値。品川区は、「東京都の区市別刑法犯発生状況」の値。それぞれを1月1日現在の住民基本台帳人口で除している。
 資料) 警視庁「警視庁の統計」「東京都の区市別刑法犯発生状況」等より作成

図表5-4-5 品川区における消費者育成及び支援の取り組み

消費者団体活動補助	消費者団体連絡会の開催や講師派遣事業等
消費者講座及び情報提供	消費生活教室の開催や出前講座の開催等
消費者被害防止啓発事業	街頭啓発や消費者啓発用冊子の配布
消費生活展	区内の消費者団体の自主的活動成果の発表の場の提供
おもちゃの病院	壊れたおもちゃの無料修理

資料) 品川区資料より作成

図表5-4-4 自主防犯活動団体に対する支援内容

・団体「設立」支援	: 10万円/団体
・団体「運営」支援	: 5万円/団体 (3年に1度)
・青パト「開始」支援	: 2万円/団体
・青パト「運営」支援	: 2万円/団体 (毎年申請可能)

資料) 品川区資料より作成

基本計画策定以降の社会経済環境変化

■多様な主体が公を担うことへの期待

- ・これまでの行政により独占的に担われてきた「公共」を市民・事業者・行政の協働によって担っていく考え方への期待が高まっており、国や各自治体におけるさまざまな取り組みが進められている。
- ・その主要な担い手のひとつであるNPO法人認証数は年々増加傾向にある。また、運営組織や事業活動が適正であるなど一定の基準に適合したものとして所轄庁の認定を受けたNPO法人数も急速に増加している。(図表6-1-1)

品川区の現況

■区民への区政に係る情報提供の継続的な実施

- ・区民との協働の基礎として、区政に係る情報提供と区民意見の把握に係る取り組みが様々な手法により継続的に実施されている。(図表6-1-2、図表6-1-3)

■区内における協働の担い手の増加

- ・品川区には、様々な分野で活動するNPOをはじめとして、協働の担い手となり得る、地域づくり活動に取り組む活動団体が多く育っている。(図表6-1-4)
- ・こうしたポテンシャルを有効に活用するため、協働事業提案制度をはじめ、区民と区との協働に係る取り組みを推進している(図表6-1-5)
- ・区内企業の社会貢献活動への関心が強くなり、「しながわCSR推進協議会」などを通し活動を行っている。

中間見直しにおける論点

■区政情報の提供と区民意見の把握の一層の充実

- ・区民の参加と協働による区政運営が必要とされる中で、その基礎として区政に係る情報提供と区民意見の把握の重要性は一層高まっており、取り組みを強化することが必要である。

■協働の担い手となる多様な区民活動団体の発掘・育成、企業の社会貢献活動との連携

- ・多様な地域の課題や区民ニーズに効果的に対応するため、多様なテーマに取り組む区民活動団体の発掘、育成を今後とも一層充実することが求められている。
- ・企業の社会貢献活動と連携し、協働の機会を拡充する。

図表6-1-1 NPO認証・認定数

年度	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
認証法人数	23	1,724	3,800	6,596	10,664
認定法人数	-	-	-	3	12
年度	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
認証法人数	16,160	21,280	26,394	31,115	34,369
認定法人数	22	30	40	58	80
年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	
認証法人数	37,192	39,732	42,386	45,140	
認定法人数	93	127	198	244	
年度	平成24年 認証2月末/ 認定3月25日現在				
認証法人数	47,299				
認定法人数	389				

※特定非営利活動促進法は平成10年12月施行。認定制度は平成13年10月に創設
 ※認定法人のうち国税庁認定と所轄庁認定が重複する法人は総認定件数において1法人と数える
 ※上記グラフにおける認定法人数は各月末の法人数を示す
 ※下表認証法人数及び認定法人数は各年度末の法人数を示す

資料)内閣府資料より作成

図表6-1-2 品川区の情報発信媒体の種類

種別	開始・開局	利用状況等
広報紙	昭和22年	140,000部/年・年間38回発行
しながわガイド	昭和48年	25,000部/年
品川区ガイドマップ	昭和48年	30,000部/年
外国語版生活情報誌	昭和48年	6,000部/2年
品川区地図(外国人向け)	昭和48年	3,000部/2年
外国語広報紙(英語版)	平成6年	10,000部/年・年6回発行
CATV事業	平成8年	164,917世帯(81.8%、平成25年3月現在区民チャンネル視聴可能世帯数)
ホームページ	平成11年	3,431,800件(平成24年度アクセス件数)
Shinagawa Info (インターエフエム放送)	平成19年	月～金 AM7:56より3分間(日本語・英語・中国語・韓国語・タガログ語)
メールマガジン	平成21年	4,130人(平成25年4月現在登録数)
ホームページ 外国語翻訳ASPサービス	平成22年	
ツイッター	平成23年	3,500件(平成25年4月現在フォロワー数)

資料)品川区資料より作成

図表6-1-3 タウンミーティングの開催状況

年度	テーマ	対象
18	八潮のまちづくり	公募・1回
19	品川のまちづくり、大崎のまちづくり、大井のまちづくり、荏原のまちづくり(I・II)	公募・5回
20	品川区がめざす将来像とこれからのまちづくり	公募・3回
21	新品川区長期基本計画とこれからのまちづくり	公募・5回
22	品川区のまちづくり 山中いきいき広場の取組み	公募・3回 いきいき広場運営協議会
23	高齢者の支援 ～在宅支援ケアマネジャーとの意見交換～ 品川の商店街 いまとこれから	在宅支援ケアマネジャー 商店街で活躍されている方々
24	品川区のまちづくり～若い世代との意見交換～ 品川区のまちづくり～町会・自治会の婦人部・女性部との意見交換～	20歳から35歳までの区民の方々 町会・自治会の婦人部・女性部の

資料)品川区資料より作成

図表6-1-4 品川区に主たる事務所を置く特定非営利活動法人数
(平成25年4月28日現在)

総数	保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	観光	農山漁村・中山間地域	学術・文化・芸術・スポーツ	環境の保全
240	120	126	61	0	0	82	67
	災害救援	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同参画社会	子どもの健全育成	情報化社会
	22	22	38	83	20	88	25
	科学技術の振興	経済活動の活性化	職業能力・雇用機会	消費者の保護	連絡・助言・援助※1	条例指定※2	
	26	47	54	17	155	0	

資料)内閣府資料より作成

図表6-1-5 品川区の協働事業提案制度の内容

※事業の目的と概要:
 多様な地域課題や区民ニーズに応える、自由な発想や専門性等を活かした事業の提案を区民等から広く募集し、区民と区が協働して事業を実施するもの
 ※制度の概要
 ・毎年区が提起する課題に対し活動団体の提案を公募する。
 ・審査会を設置し、審査の結果選考、採択された事業については、翌年度予算に反映し、実行する
 ※これまでの実績(年度別採択事業数)
 24年度:1事業、23年度:2事業、22年度:2事業、21年度:4事業、20年度:8事業
 資料)品川区資料より作成

基本計画策定以降の社会経済環境変化

■地方公共団体の財政状況の悪化

- 地方公共団体の経常収支比率は平成22年度に低下しているものの、依然として硬直性の高い水準で推移している。(図表6-2-1)
- また、夕張市が財政再建団体となったことに端を発して、地方公共団体財政健全化法が平成21年度に施行され、新たな指標を設定し、自治体財政の悪化の未然防止を図ることとなった。

品川区の現況

■行財政改革への多角的な取り組みの推進

- 品川区では、これまでも行政改革に継続的に取り組み、行政の効率性向上を図ってきた。
- 行政サービスの質を向上させながらも職員数を削減しているほか、行政評価による全事務事業を対象とした見直し、既存区有施設・用地の有効活用などの取り組みを進めている。(図表6-2-2、図表6-2-3、図表6-2-4)

■経験年数の長い職員比率の急速な低下

- 区職員の年齢構成は、平成24年度時点で50歳以上が941人で全職員数2,595人の約36%を占めている。これらの職員が今後順次退職し、経験の浅い若手職員の比率が高まることから、研修の充実などによる若年職員の早急な能力向上を図っている(図表6-2-5)

中間見直しにおける論点

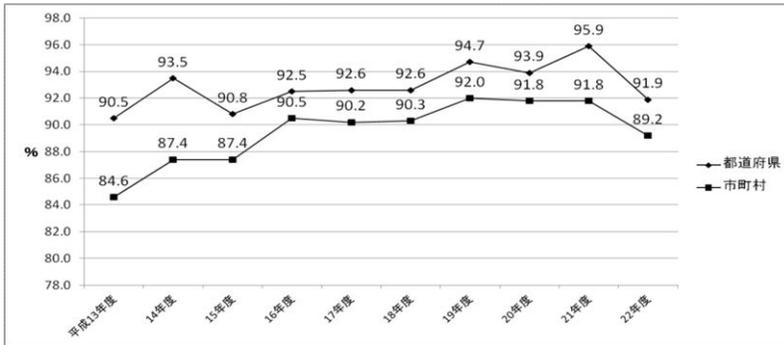
■業務の質・量の拡大と厳しい財政見直しに対応した継続的な行財政改革への取り組み

- 人口増や高齢化の進展、家族形態やライフスタイルの多様化、権限の拡大による責任の増大などを背景に、今後も行政サービス需要の増大と複雑化が見込まれることから、今後も行財政改革を推進する必要がある。

■職員一人ひとりの資質の向上

- 行政資源を最大限効果的に活用するため、若年職員の能力向上やベテラン職員のノウハウ継承など、職員一人ひとりの資質の向上に取り組むことが求められる。

図表6-2-1 地方公共団体の経常収支比率の推移



注:経常収支比率:歳入に対し経常的な経費に充当される一般財源が経常一般財源全体に占める割合で財政の弾力性を示す指標。一般に70~80%が望ましいとされている。

資料)総務省「地方財政白書(平成24年度版)」より作成

図表6-2-2 品川区の職員数削減の状況

部門別	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	過去6年間の増減数(%)
一般行政	2,111	2,101	2,081	2,080	2,136	2,153	2,149	38(1.8%)
教育	509	481	451	428	414	374	350	▲159(▲31.2%)
公営企業等会計	90	90	91	92	94	96	97	7(7.8%)
総合計	2,710	2,672	2,623	2,600	2,644	2,623	2,596	▲114(▲4.2%)

図表6-2-3 品川区の事務事業の見直しに係る取り組み

*** 目的と概要**
事務事業の必要性をゼロベースから見直し、必要に応じた見直しを実施する。

*** 取り組み内容**
◇平成22年度
全事務事業(875事業)を対象に、区内部による事務事業の評価を行い、事業の見直しを実施した。
◇平成23年度
区が選定した8事業を対象として、公募区民等12名の参加による行政評価(事務事業評価)を一般公開の場で実施し、4事業について業務の見直しを行った。
◇平成24年度
平成22年度の事務事業評価を基本としつつも、評価対象事業を細分化することにより評価の明確化を図り、重点的に見直す事業とそれ以外の事業に分類し994事業の評価を行った。

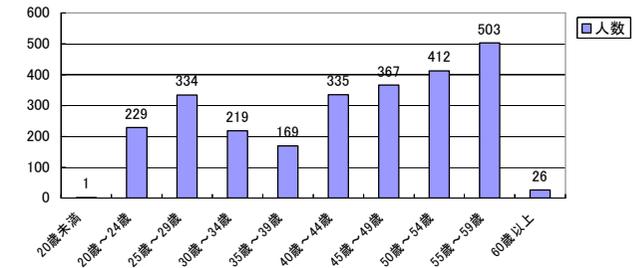
資料)品川区資料より作成

図表6-2-4 品川区の既存公共施設・用地の有効活用例

旧施設名	活用方法
八潮南小学校	こみゆにていぶらざ八潮【区民活動交流施設】
八潮南中学校	八潮南特別養護老人ホーム・ショートステイ八潮南・グループホーム八潮南
平塚小学校	スクエア荏原(荏原平塚区民会館)
豊葉の杜中学校	区内私立学校へ一時貸付

資料)品川区資料より作成

図表6-2-5 品川区の職員の年齢構成(平成24年度時点)



資料)品川区資料より作成

注1:各年における定数管理調査において報告した部門別職員数。
注2:教育部門は教育長1名を含む。

基本計画策定以降の社会経済環境変化

■地方への権限移譲の進展

・地方分権の進展により、国から地方公共団体への権限の移譲が進展し、地域づくりにおける地方公共団体の主体性や自己責任、住民の判断と責任が求められるようになってきている。

このことにより、基礎自治体として、地域の実情を踏まえた条例、基準等を定めるとともに、それらを支える健全な財政基盤の確立が求められている。(図表6-3-1)

品川区の現況

■一定の成果が得られたが積み残しも見られる都区制度改革

・平成12年度の抜本的な都区制度改革が実現し、特別区は原則として一般の市町村と同じ「基礎的な地方自治体」と位置づけられたが、具体的な事務配分の詳細や財源配分については、引き続き検討することとされた。東京都と特別区が設置した「都区のあり方検討委員会」で一定の整理がなされたが、その具体化に向けた検討は中断した状態にあり、緊急の課題である児童相談所のあり方等について、切り離して検討が行われている。(図表6-3-2)

■健全性の高い財政基盤

・品川区の財政状況に係る主要な指標はすべて特別区全体の平均よりも良好な水準を保っている。特に、区の借金にあたる公債費残高が低下する一方、区の貯金にあたる区民一人あたり基金残高は人口増にもかかわらず増加しており、安定性の高い財政状況を保っている。ただし、経常収支比率は近年上昇傾向にある。(図表6-3-3)

中間見直しにおける論点

■都区制度改革の更なる推進

・基礎自治体としての自律性をより高めるため、他区との連携のもとに、都区制度改革の具体化を図り、適切な事務配分とそのための財源確保に取り組むことが求められている。

■基礎自治体として安定的な行政運営が可能な財政基盤の確立

・品川区の財政は、現時点では良好な状態を保っているが、今後高齢化の進展に伴う扶助費の増加などが見込まれることから、引き続きこれまで培ってきた財政力と健全財政の維持発展を図ることが必要である。

図表6-3-1 地域主権改革に係る近年の法改正の概要

*「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」第一次一括法(平成23年5月公布)の概要

○ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(41法律)

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

- 【例】
- (1)施設・公物設置管理の基準
 - 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任
 - 公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任
 - 道路の構造の技術的基準の条例委任
 - (2)協議、同意、許可・認可・承認
 - 市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出へ
 - 都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止
 - (3)計画等の策定及びその手続
 - 中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化

※1 政府は、施行の状況等を勘案し、児童福祉法等に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※2 政府は、地方分権改革推進委員会による勧告において、地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに関し、具体的に講ずべき措置が提示された事項及び見直し措置を講ずべきものとされた事項のうち、この法律において措置が講じられていないものについて、できるだけ速やかに、当該勧告に即した措置を講ずるものとする。

*「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」第二次一括法(平成23年8月30日公布)の概要

① 基礎自治体への権限移譲(47法律)
(都道府県の権限の市町村への移譲)

【例】

- ・未熟児の訪問指導
(保健所設置市まで→市町村まで)
- ・区域区分、都市再開発方針等に係る都市計画決定
(都道府県→指定都市)
- ・家庭用品販売業者への立入検査
(都道府県→市)
- ・騒音、振動、悪臭に係る規制地域の指定
(特例市まで→市まで)
- ・理・美容所などの衛生措置基準の設定
(都道府県→保健所設置市)

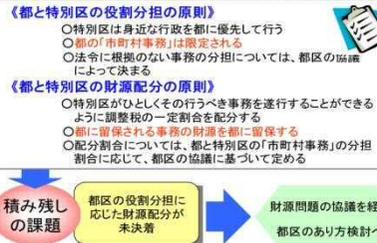
② 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(160法律)

【例】

- (1)施設・公物設置管理の基準
 - 公立高等学校の収容定員の基準の廃止
 - 公園等のバリアフリー化構造基準の条例委任
- (2)協議、同意、許可・認可・承認
 - 地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直し
 - 福祉事務所設置の知事同意協議の同意を廃止
 - 計量法の立入検査に係る県・市町村の協議を廃止
- (3)計画等の策定及びその手続
 - 構造改革特別区域計画の内容の例示化等
 - 山村振興計画の策定義務の廃止
 - 自治体の圏等への寄附に係る関与の廃止等

資料)内閣府資料より作成

図表6-3-2 平成12年度都区制度改革の概要



出典)総務省第30次地方制度調査会第8回専門小委員会資料2-2(特別区長会提出参考資料)より抜粋

図表6-3-3 品川区の財政状況に関する主要指標の動向

指標等	定義	指標の位置づけ・性質	比較対象	平成14年度	平成18年度	平成22年度
経常収支比率	財政構造の弾力性を表す指標で、一般財源のうち扶助費等の経常的に必要な費用が占める割合	割合が大きいほど財政運営の硬直化の要因となる。(一般に70~80%が望ましいとされる。)	品川区	79.70%	68.70%	78.80%
			23区全体	85.20%	73.00%	85.70%
人件費比率	歳出総額に占める人件費の割合	割合が大きいほど財政運営の硬直化の要因となる。	品川区	26.60%	20.50%	20.10%
			23区全体	27.70%	23.10%	20.60%
公債費比率	毎年度元金・利子の返済総額の一般財源に占める割合	通常は、財政構造の健全性に影響を与えないためには10%を超えないことが望ましいとされる。	品川区	6.30%	4.80%	4.00%
			23区全体	9.50%	6.80%	5.10%
区債残高	都市計画道路等の用地取得や学校等の建設経費など、将来に渡り区民に活用される土地の取得や施設を建設する際に借りたお金の残高	残高が大きくなることで毎年の公債費負担が大きくなるため、財政運営の硬直化の要因となる。	品川区	区民一人当たり 132千円	区民一人当たり 108千円	区民一人当たり 69千円
			23区全体	区民一人当たり 164千円	区民一人当たり 117千円	区民一人当たり 81千円
基金残高	区債の償還財源の確保や学校改革など、将来必要となる事業に備えておく資金	財政運営の安定性を確保するために十分な水準を確保しておくことが望ましい。	品川区	区民一人当たり 155千円	区民一人当たり 174千円	区民一人当たり 190千円
			23区全体	区民一人当たり 80千円	区民一人当たり 126千円	区民一人当たり 153千円

資料)品川区資料より作成